

## 【施策18】 環境保全・創造

～環境と共生する持続可能なまち～

- ◆展開方向01 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。
- ◆展開方向02 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。
- ◆展開方向03 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。

展開方向01	1 環境保全の啓発・活動支援事業費	195
	2 ごみのないまちづくり事業費	197
	3 河川愛護運動推進事業費	199
展開方向02	1 自動車公害対策事業費	201
	2 大気汚染対策事業費	203
	3 水質汚濁・土壌汚染対策事業費	205
	4 騒音振動対策事業費	207
	5 環境保全対策推進事業費	209
	6 環境モデル都市 グリーンビークル推進事業費	211
	7 環境モデル都市 スマートコミュニティ推進事業費	213
	8 産業廃棄物対策事業費	215
	9 尼崎環境財団補助金	217
	10 ごみ減量・リサイクル推進事業費	219
	11 資源集団回収運動奨励金交付事業費	221
	12 さわやか指導員制度事業費	223
	13 じんかい収集事業費	225
	14 大型ごみ収集等事業費	227
	15 じんかい収集等委託事業費	229
	16 し尿収集委託事業費	231
	17 公衆便所等清掃事業費	233
	18 地盤沈下測量事業費	235
	19 吹付けアスベスト除去等助成事業補助金	237
	20 環境監視センター庁舎維持管理事業費	239
	21 広域廃棄物処分場建設委託事業費	240
	22 施設維持管理事業費(クリーンセンター)	241
	23 第1工場管理事業費	242
	24 第2工場管理事業費	243
	25 し尿処理施設管理事業費	244
	26 資源リサイクルセンター管理事業費	245
	27 焼却施設等整備事業費	246
	28 焼却施設等延命化事業費	247
展開方向03	1 市民農園等運営事業費	249
	2 21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費	251
	3 尼崎21世紀の森構想推進事業費	253
	4 農業公園管理事業費	255

(このページは白紙です)

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	環境保全の啓発・活動支援事業費	4N2K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	環境教育等促進法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市環境基本計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成8年度		項	20 環境保全費
施策	18 環境保全・創造		目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-1) 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化させる。		
局	経済環境局	課	環境創造課、資源循環課
所属長名	吉岡 辰郎、檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	環境問題に先進的に取り組むまちになるためには、市民一人ひとりが環境に対する理解を深め、環境に配慮した行動を選択するとともに、市民や地域に対する情報の発信や共有化、ネットワークづくりが必要である。
対象(誰を・何を)	市民、市民団体、学校、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民が環境問題についての適切な情報、知識を得るとともに、環境意識の向上が図られ、自らが地域における環境保全活動の担い手となる。また、市民団体、学校、事業者など地域の各主体が、環境に配慮した行動を実践できるようなまちになる。
事業概要	「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」の事務局業務を委託(提案型事業委託)するとともに、環境問題に関する普及啓発事業及び環境保全活動への支援事業を実施する。
実施内容	1 あまがさき環境オープンカレッジ推進事業(事務局業務:提案型事業委託) (1)主催講座等 エコあまフェスタ2016(参加者2,002人)、打ち水大作戦inあまがさき2016(報告:市内24事業所、駅前イベント参加者:150人)、他 計32講座(参加者 計3,301人) (2)連携講座 環境バスツアー、地球にやさしい制作講座、他 計16講座(参加者 計255人) (3)環境情報誌「あまがさき通信」の発行 毎月号12回、特集号2回 等 2 環境学習支援用品や図書等の整備 貸出件数:図書88冊、用品12件 3 あまがさきの身近な自然写真展の開催及びカレンダーの作成 [応募作品数] 平成23年度:279点、平成24年度:257点、平成25年度:275点、平成26年度:288点、平成27年度:430点、平成28年度は市制100周年を記念して、写真集及びベストカレンダー(5,000枚)を作成。 ※ その他、環境活動の活性化と情報発信等 4 生ごみ処理機等購入費補助金制度 市民の資源化意識等環境問題への関心の高揚等を目的として、生ごみ処理機等の購入費を一部助成する。 [補助件数] 平成23年度:29件、平成24年度:24件、平成25年度:30件、平成26年度:30件、平成27年度:29件、平成28年度:23件 ※ その他、レジ袋削減啓発事業/生ごみたい肥化講習会

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	10,275	11,478	11,509	
需用費	726	831	907	
委託料	8,808	10,125	9,987	
報償費	332	235	215	
負担金補助及び交付金	378	244	400	
その他	31	43		
人件費 B	14,899	18,155	17,737	
職員人工数	1.88	2.27	2.23	
職員人件費	14,899	18,155	17,737	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	25,174	29,633	29,246	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,817	3,856	3,793	環境基金繰入金等
一般財源	21,357	25,777	25,453	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合								単位	%
目標・実績	目標値	66.7	達成年度	29年度	26年度	44.2	27年度	64.5	28年度	66.0
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		指標値は上昇傾向を続けており、3年目を迎えたあまがさき環境オープンカレッジ事務局業務委託が、市民を中心とした協働による環境活動の推進や、環境に興味を持つ市民等の裾野を広げる事に貢献している。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	環境問題の解決に向けては、市民・事業者の理解・協力が不可欠であり、問題意識を持つと共に実践活動ができる市民を育てる必要がある。具体的には、市民一人ひとりの環境に対する理解を深める事により、日常生活における環境に配慮した行動の選択、さらにはライフスタイルの変革が実現すると考えている。そのため、本市環境基本計画では「環境意識の向上・行動の輪の拡大」が目標の一つとして掲げられており、環境モデル都市の選定時も協働の取組内容が評価されている。今後も、市民・事業者・行政が協働のもと、環境に関する情報の発信や共有化、取組主体間のネットワーク作りを進める事により環境活動の活性化と裾野を広げる必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、多くの市民に環境問題に対する意識を高めてもらうためのものであり、実費以上の受益者負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)では、各都市において環境教育・啓発事業を行っているが、市民、学校、企業、行政が協働のもと組織する実行委員会が運営するという形式は本市のみである。本事業と類似する取組として、名古屋・堺市などの政令指定都市で、同様に実行委員会形式の事業を実施している。
--------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	既に民間委託の余地がある業務については委託済みである。生ごみ堆肥化講習会は平成29年度から、提案型業務委託制度に基づき、市民団体へ委託する。レジ袋削減啓発事業では、事業者、尼崎消費者協会、市の3者が協定を締結し、取組を行っている。あまがさき環境オープンカレッジの事務局業務、及び環境学習支援用品や図書等の貸出については平成26年度からNPO法人に委託している。																																																
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																																																	
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域</th> <th colspan="5">行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th colspan="5">内容</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="5">市民と行政との連携体制や、市民サービスの継続性は維持しつつ、より多くの市民が主体となって実践活動を推進できるサポートを引き続き行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>			市民の領域					行政の領域							A	B	C	D	E	内容					現状							市民と行政との連携体制や、市民サービスの継続性は維持しつつ、より多くの市民が主体となって実践活動を推進できるサポートを引き続き行う必要がある。					将来像												
		市民の領域					行政の領域																																											
		A	B	C	D	E	内容																																											
現状							市民と行政との連携体制や、市民サービスの継続性は維持しつつ、より多くの市民が主体となって実践活動を推進できるサポートを引き続き行う必要がある。																																											
将来像																																																		

⑧総合評価

総合評価	維持	平成26年度から提案型事業委託制度に基づき、あまがさき環境オープンカレッジの事務局業務を市民団体に委託し、その結果、市民主体で行う環境活動が実践されると共に、市民目線による環境活動のサポートが行われている。さらに、平成29年度からは新たな提案型事業委託として、環境活動団体ミーティング等の受託が予定されており、活動の幅は確実に広がっている。次年度以降も引き続き、提案型事業委託制度に基づき事務局業務を委託することにより、協働の取組を進める。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	新たに生ごみたい肥化講習会、環境活動団体ミーティング事業及び子どもエコクラブ窓口業務等を追加して市民主体のNPO法人に委託することにより、これまでの3年間の実績を活かしつつ、市民主体の環境啓発をより進めていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	ごみのないまちづくり事業費	4S2K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例 等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画 等(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成8年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-1) 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化させる。		
局	経済環境局	課	業務課
所属長名	氏丸 善行		

①事業概要

事業実施趣旨	まちなみ美化意識の醸成のため、各種啓発活動を実施してきた結果、不法投棄や不法広告物の減少が見られるほか、地域住民等による自主的な清掃活動も盛んになってきている。こうしたことを踏まえ、今後引き続き、まちなみ美化に係る市民・事業者との協働の取組を推進していくものである。
対象(誰を・何を)	市内全域の不法投棄、たばこや空き缶等のごみのポイ捨て及び不法広告物
求める成果(どのような状態にしたいか)	散乱するごみ問題や不法投棄、不法広告物等の状況を市民や事業者と十分に共有するとともに、「自分たちの住むちは、自らの手できれいにする」といったまちなみ美化意識の更なる醸成を図る。
事業概要	不法投棄防止に係る指導や取締りなどの対策を実施するとともに、まちなみ美化のさらなる推進のため、不法広告物の簡易除却のほか、主要駅前ターミナルの清掃やポイ捨て防止啓発活動を行う。
実施内容	<p>1 不法投棄防止対策事業</p> <p>(1) 関連部署と連携し、公益財団法人尼崎環境財団への業務委託により、巡回監視、指導・啓発及び収集を実施</p> <p>(2) 警察等関係機関との連携により指導・取締り等の強化</p> <p>(3) 町会等地域との連携による監視・通報体制の構築及び運用</p> <p>2 まちなみ美化推進事業</p> <p>(1) ポイ捨て防止啓発 市民、事業者との協働による市内主要駅周辺でのクリーンキャンペーンや、クリーンパートナー等による地域での清掃活動により、まちなみ美化意識の向上を図る。 ＜平成28年度実施状況＞クリーンキャンペーン実施回数18回、参加人数のべ1,176人</p> <p>(2) 不法広告物の除却 県屋外広告物条例等に基づき、不法広告物の簡易除却を行い、国、県、警察等関係機関と合同で業者等の指導や不法広告物の取締りを実施する。さらに、市民との協働の取組として、違反広告物除却活動員制度を積極的に推進する。 ＜平成28年度実施状況＞不法広告物簡易除却実績68,156枚</p> <p>(3) 主要駅前ターミナル等の清掃を業務委託により実施</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	106,509	106,436	107,863	
需用費	911	837	903	啓発活動用器材 等
委託料	105,527	105,527	106,760	不法投棄防止対策委託料 等
使用料及び賃借料	4	2	11	会場使用料
役員費	67	70	89	ボランティア保険料 等
備品購入費			100	車両関係機器一式
人件費 B	21,398	20,795	20,044	
職員人工数	2.70	2.60	2.52	
職員人件費	21,398	20,795	20,044	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	127,907	127,231	127,907	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	127,907	127,231	127,907	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内における不法投棄収集量(成果指標の設定が困難なため、市内における不法投棄収集量を活動指標として設定している)								単位	t	
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	50	27年度	45	28年度	41
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 不法投棄収集量は、近年、減少傾向である。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	不法投棄や不法広告物の減少が見られてはいるものの、根絶には至っておらず、引き続き粘り強く啓発等を行っていく必要がある。また、こうした取組においては、市民や事業者、庁内外の関係機関との連携協力が必要であることから、行政がリーダーシップを発揮し、継続的に事業を推進していくことが不可欠である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、地方公共団体の責務について、第4条第4項では「廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない」と定めており、当該事業実施に関して市民等に受益者負担を求めることは馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	阪神間他都市においては、不法投棄防止対策業務は、基本的に廃棄物処理を所管している課が中心となり、関係機関とも連携しながら不法投棄防止対策の啓発を行っている。また、不法投棄物の処理については、原則、各施設管理者の責任のもと、処理することとなっている。ポイ捨てに関しては、まちなみ美化の観点だけではなく、健康被害や危険防止を目的とした受動喫煙対策や、禁止区域の設定を含んだ路上喫煙に対する啓発などのたばこ対策に重点を置いた取組を行う自治体が増えてきている。不法広告物に関しては、屋外広告物条例を所管している施設管理者が管理・指導・除却を一体的に行っている例が見られる。
--------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	それぞれの業務において、警察等の関係機関との連携や、市民・事業者との協働の取組を推進するために、行政が主体となる必要がある部分があるものの、委託可能な部分については、すでに(公財)尼崎環境財団や民間業者に業務委託している。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○			現状においても、市民や事業者との協働の取組を進めているが、今後も積極的に取組を行い、まちなみ美化意識の更なる醸成を図っていく必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状			●																							
将来像			○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	これまでの取組により、まちなみ美化意識の一定の醸成は見られているが、不法投棄やポイ捨ての根絶には至っていない。今後も、行政のリーダーシップと市民や事業者との協働のもと、まちなみ美化意識の更なる醸成に向け、精力的に事業を推進していく必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	まちなみ美化意識の更なる醸成に向け、ポイ捨てしにくい環境の整備や、参加しやすいボランティア清掃キャンペーンの実施など、より効果的な啓発などを実施していく必要があると考える。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	河川愛護運動推進事業費	8K1K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	平成10年度		項	20 河川水路費
施策	18 環境保全・創造		目	10 河川費

施策の展開方向	(18-1) 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化させる。		
局	都市整備局	課	河港課
所属長名	柴田 俊樹		

①事業概要

事業実施趣旨	良好な河川・水路の環境を維持しようと清掃活動を行っている河川愛護団体に対して、清掃に必要な資材を提供することなどにより、その活動を支援する。また、関係団体が主催する河川清掃事業への参画、PR活動や、市としても河川清掃事業に取り組むことで、広く市民に対して「身近な河川をみんなできれいにしよう」という河川愛護精神の高揚を図る。												
対象(誰を・何を)	市民、事業者												
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民が、川の大切さを認識し、ごみを川に捨てない、汚さないという河川愛護精神の高揚を図ること、良好な河川環境を確保する。												
事業概要	市民による河川清掃の取組を支援するため、河川愛護団体に対し、清掃に必要な用具等の支給などを行う。 また、関係団体との連絡調整や、市としても河川清掃事業を実施することで、河川愛護精神の高揚を図り、身近な河川をきれいにしようという啓発を行っている。												
実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録団体(団体)</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>清掃回数(回)</td> <td>81</td> <td>65</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	登録団体(団体)	12	12	11	清掃回数(回)	81	65	66
		平成26年度	平成27年度	平成28年度									
登録団体(団体)	12	12	11										
清掃回数(回)	81	65	66										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川愛護活動への支援 清掃用具の配付(軍手、ごみ袋等) ボランティア保険の加入</li> <li>○市や関係団体が主催する主な河川清掃事業(平成28年度) 市内一斉河川清掃(年1回) ラブリバー庄下川作戦(年1回)</li> </ul>												

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	22	21	23	
需用費	20	19	18	清掃用具
役員費	2	2	5	ボランティア保険
人件費 B	2,219	2,219	1,829	
職員人工数	0.28	0.28	0.23	
職員人件費	2,219	2,219	1,829	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,241	2,240	1,852	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,241	2,240	1,852	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	河川愛護団体の会員数(成果指標の数値化が困難なため、活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	756	達成年度	—年度	26年度	602	27年度	621	28年度	612
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った									
会員が高齢化している愛護団体があり、団体数・会員数ともに減少している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	良好な河川環境を確保するためには河川愛護精神の高揚を図ることが必要であり、市民による河川清掃の取組を支援するため、河川愛護団体に対し、清掃に必要な用具の支給等を行う。また、市民による河川清掃の取組が河川愛護の啓発につながり、不法投棄のない良好な河川環境の確保に有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民自ら河川清掃をしていることから、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県も同様の事業を行っている。
---------------	----------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	河川愛護団体を取りまとめる適切なNPO団体があれば、愛護団体への支援活動などの事務は委託可能である。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容	市民自ら河川清掃を行っていることから、行政としても今後も必要な支援をする。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状		●																									
将来像		○																									

⑧総合評価

総合評価	維持	市民自ら河川清掃に取り組むことで、河川愛護の啓発につながり、不法投棄のない良好な河川環境を確保することになる。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	河川愛護の推進活動を支える河川愛護団体の会員数を増やすために、引き続き、企業等の参画を求める広報活動を行っていく。また、一斉に行う河川清掃イベントへの参加者を広く募るとともに、イベントの内容を工夫するなど、参加者の増加を図っていく。さらに、イベント参加者に河川愛護団体への会員登録を直接呼びかける等の工夫を行っていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	自動車公害対策事業費	4N1A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	大気汚染防止法、騒音規制法等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	20 環境保全費
施策	18 環境保全・創造		目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境保全課
所属長名	新里 茂教		

①事業概要

事業実施趣旨	過去の自動車公害に係わる大気汚染や騒音等から大きく改善された現在の環境を監視し、二度と公害を引き起こさないよう、ノーマイカーデーやエコドライブの普及啓発等を行い、公害の未然防止を図る。
対象(誰を・何を)	事業者及び市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	関係法令に基づく監視業務等を継続し、環境の保全のため環境負荷の低減に努めていく。
事業概要	自動車公害に係わる大気汚染や騒音等について、環境の保全のため、常時監視業務や騒音等の測定を行う他、ノーマイカーデーの実施やエコドライブの普及啓発等を実施し、環境負荷の低減に努める。
実施内容	<p>○法定</p> <p>1 自動車排出ガス測定所(9ヶ所)での常時監視業務 ・測定局保守管理、測定値データ管理など</p> <p>2 主要幹線道路(16路線)における自動車排出ガス等測定業務 ・自動車排出ガス、騒音、振動の測定</p> <p>3 騒音測定データの面的評価による実態評価業務 ・幹線交通を担う道路の道路端から50m以内の住居等の環境基準の達成状況の評価</p> <p>4 特定建築物の届出及び指導 (平成28年度届出件数:20件180戸(平成27年度:6件20戸))</p> <p>○法定外</p> <p>1 国等に対する沿道環境の改善のための要望活動 ・環境省、国土交通省、阪神高速道路(株)に要望</p> <p>2 ノーマイカーデーの実施やエコドライブの普及啓発</p> <p>3 自動車公害に係る苦情・紛争の処理 (平成28年度苦情件数:1件(平成27年度:2件))</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	16,270	17,235	18,290	
需用費	1,827	1,883	2,300	消耗品費、光熱水費等
役務費	493	478	501	検定手数料・回線使用料等
委託料	13,320	13,945	15,163	測定所保守管理業務委託等
使用料及び賃借料	568	545	264	機器リース料等
その他	62	384	62	旅費、備品購入費
人件費 B	15,679	15,642	12,860	
職員人工数	2.06	2.02	1.67	
職員人件費	15,679	15,455	12,860	
嘱託等人件費		187		
合計 C(A+B)	31,949	32,877	31,150	
Cの財源内訳				
国庫支出金	2,943	2,945	2,945	大気汚染測定網管理委託金
県支出金				
市債				
その他	2,626	2,626	2,626	
一般財源	26,380	27,306	25,579	自動車排出ガス測定所管理受託収入等

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数	単位	件							
目標・実績	目標値	0	達成年度	—年度	26年度	0	27年度	0	28年度	0
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成でせず <input type="checkbox"/> 下回った									
	法令等の遵守を前提とした指導的確認に行っており、引き続き行政処分(改善命令、措置命令、施設使用停止・業務停止、許可取消)の件数が0となるよう監視指導、立入調査、苦情処理を行っていく。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	自動車排出ガス測定所での常時監視業務や騒音等の測定については法定受託事務である。エコドライブの推進などの啓発活動については、沿道環境の改善の一助となっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民の利便性等に係わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	--------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令等に基づく業務のほか、公害の未然防止のために近隣市と連携し広域的に取り組んでおり、また、基準は概ね一律であり比較するものではない。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	測定所の保守管理など、委託可能なものについては実施済みである。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	本市は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、航空機騒音など「公害のまち」としての歴史が根深いため、今後も法定受託事務の実施にとどまらず、現地調査を行うなど、公害の未然防止に努めることが市としての責務である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	公害対策については、引き続き、関係法令に基づく監視業務等を行っていく。
--------	-------------------------------------

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	大気汚染対策事業費	4N1K	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	大気汚染防止法、悪臭防止法等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	20 環境保全費
施策	18 環境保全・創造		目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。
局	経済環境局
課	環境保全課
所属長名	新里 茂教

①事業概要

事業実施趣旨	過去の大気汚染から大きく改善された現在の環境を監視し、二度と公害を引き起こさないよう、工場や事業場、解体現場などへの立入検査等を行い、公害の未然防止を図る。
対象(誰を・何を)	事業者及び市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	関係法令に基づく監視業務等を継続し、環境の保全のため環境負荷の低減に努めていく。
事業概要	大気環境の常時監視業務や、関係法令に基づくばい煙発生施設の届出の受理、立入検査、事業者への指導等を行い、公害の未然防止を図る。また、アスベストが使用されている建築物等の解体については、今後増加すると予想されていることから、解体現場への立入検査などにより事業者への指導を徹底することで、飛散事故の未然防止に努めている。
実施内容	<p>○法定</p> <p>1 一般環境大気測定所(3ヶ所)での常時監視業務</p> <p>2 ばい煙発生施設設置等に関する届出の受理、立入検査・測定等の業務(悪臭含む) (平成28年度届出件数:152件、立入検査:18件、測定:0件)</p> <p>3 ダイオキシン類対策特別措置法の届出の受理、立入検査・測定等の業務 (平成28年度届出件数:11件)</p> <p>4 アスベスト対策に係る届出の受理、立入検査・測定等の業務 (平成28年度届出件数:348件、立入検査:684件、測定:49件)</p> <p>5 光化学スモッグに関する汚染物質の削減要請等業務 (平成28年度発令回数:0回)</p> <p>○法定外</p> <p>大気汚染及び悪臭に係る苦情・紛争の処理 (平成28年度苦情及び相談件数:92件、現場調査:333件)</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	35,165	33,494	32,127	
需用費	6,106	4,474	5,555	消耗品費、光熱水費等
役務費	1,238	1,238	1,151	テレメーター回線使用料
委託料	23,218	23,652	24,814	測定所保守管理業務委託等
使用料及び賃借料	4,603	3,000	553	測定機器、環境情報システム等リース
その他		1,130	54	備品購入費、報償費(H28=0円)
人件費 B	44,921	43,997	48,106	
職員人工数	5.57	5.44	6.66	
職員人件費	43,147	42,408	48,106	
嘱託等人件費	1,774	1,589		
合計 C(A+B)	80,086	77,491	80,233	
Cの財源内訳				
国庫支出金	3,889	3,891	3,891	大気汚染測定網管理委託金
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	76,197	73,600	76,342	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数	単位	件							
目標・実績	目標値	0	達成年度	—年度	26年度	0	27年度	0	28年度	0
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 法令等の遵守を前提とした指導を的確に行っており、引き続き行政処分(改善命令、措置命令、施設使用停止・業務停止、許可取消)の件数が0となるよう監視指導、立入調査、苦情処理を行っていく。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	一般環境大気測定所の常時監視業務等の法定受託事務のほか、法令等に基づく届出の受理や立入検査・測定等の業務である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 市民の利便性等に係わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	法令等に基づく業務のほか、公害の未然防止のために近隣市と連携し広域的に取り組んでおり、また、基準は概ね一律であり比較するものではない。
--------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 測定所の保守管理など、委託可能なものについては実施済みである。																										
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。	将来像					●
	市民の領域 ↔ 行政の領域					内容																					
	A	B	C	D	E																						
現状						法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。																					
将来像					●																						

⑧総合評価

総合評価	維持	本市は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、航空機騒音など公害のまちとしての歴史が根深いため、今後も法定受託事務の実施にとどまらず、現地調査を行うなど、公害の未然防止に努めることが市としての責務である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、関係法令に基づく監視業務等を行っていく。
--------	---------------------------

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	水質汚濁・土壌汚染対策事業費	4N21	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	20 環境保全費
施策	18 環境保全・創造		目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境保全課
所属長名	新里 茂教		

①事業概要

事業実施趣旨	過去の水質汚濁および土壌汚染から大きく改善された現在の環境を監視し、二度と公害を引き起こさないよう、工場や事業場への立入検査等を行い、公害の未然防止を図る。
対象(誰を・何を)	事業者及び市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	関係法令に基づく監視業務等を継続し、環境の保全のため環境負荷の低減に努めていく。
事業概要	水質汚濁の防止や土壌汚染対策について、環境の保全のため、常時監視業務や関係法令に基づく水質汚濁関連施設の届出の受理、立入検査、土壌汚染に係わる土壌や地下水の有害物質の測定、調査、事業者への指導等を行い、公害の未然防止に努める。
実施内容	<p>○法定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の常時監視業務（公共用水域11地点、海域3地点、底質調査8ヶ所、地下水調査8ヶ所）</li> <li>水質汚濁関連施設の届出の受理、立入検査・測定等の業務（平成28年度届出件数：358件、立入検査：256件、測定：94件）</li> <li>土壌汚染対策法等に基づく届出の受理、立入検査・測定等の業務（平成28年度届出件数：102件、立入検査：41件、測定：9件）</li> <li>土壌汚染にかかわる土壌や地下水の有害物質の測定、調査、事業者への指導等の業務</li> </ol> <p>○法定外</p> <p>水質汚濁・土壌汚染に係る苦情・紛争の処理 （平成28年度苦情件数：20件、現場調査：17件）</p>

②事業費

(単位：千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	7,046	6,018	5,608	
旅費	21	31	127	瀬戸内海環境保全知事・市長会議の出席
需用費	3,311	2,956	3,143	消耗品費等
委託料	2,585	2,746	2,052	公共用水採水業務委託等
使用料及び賃借料	285	285	286	海上監視艇備船使用料等
備品購入費	844			
人件費 B	37,406	38,790	39,850	
職員人工数	4.72	4.85	5.01	
職員人件費	37,406	38,790	39,850	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	44,452	44,808	45,458	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	900		240	汚染土壌処理業許可申請手数料
一般財源	43,552	44,808	45,218	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数								単位	件
	目標値	0	達成年度	—	年度	26年度	1	27年度		
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	法令等の遵守を前提とした指導的確認に行っており、引き続き行政処分(改善命令、措置命令、施設使用停止・業務停止、許可取消)の件数が0となるよう監視指導、立入調査、苦情処理を行っていく。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の常時監視業務等の法定受託事務のほか、法令等に基づく届出の受理や立入検査・測定等の業務である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民の利便性等に係わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令等に基づく業務のほか、公害の未然防止のために近隣市と連携し広域的に取り組んでおり、また、基準は概ね一律であり比較するものではない。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	採水の業務など、委託可能なものについては既に委託済みである。																												
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																													
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現状</th> <th>将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>			市民の領域 ↔ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状	将来像					●						○	内容	法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。
		市民の領域 ↔ 行政の領域																												
		A	B	C	D	E																								
現状	将来像					●																								
						○																								

⑧総合評価

総合評価	維持	本市は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、航空機騒音など公害のまちとしての歴史が根深いため、今後も法定受託事務の実施にとどまらず、現地調査を行うなど、公害の未然防止に努めることが市としての責務である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、関係法令に基づく監視業務等を行っていく。
--------	---------------------------

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	騒音振動対策事業費	4N2A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	騒音規制法、振動規制法等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	20 環境保全費
施策	18 環境保全・創造		目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境保全課
所属長名	新里 茂教		

①事業概要

事業実施趣旨	過去の航空機騒音や新幹線の騒音および振動から大きく改善された現在の環境を監視し、さらなる改善に向けて国等に要望するとともに、工場や事業場、解体現場などからの騒音や振動の未然防止のため、対策の指導や立入検査等を行う。
対象(誰を・何を)	事業者及び市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	関係法令に基づく監視業務等を継続し、環境の保全のため環境負荷の低減に努めていく。
事業概要	騒音・振動発生施設に関する届出や特定建設作業の届出等の受理、立入検査、事業者への指導等を行い、公害の未然防止に努める。また、鉄道関係に係わる騒音・振動や航空機騒音の環境監視を行い、近隣市と連携し国等への要望を行う。
実施内容	<p>○法定</p> <p>1 特定建設作業に係わる届出の受理、立入検査、事業者への指導等の業務 (平成28年度届出件数:1,841件、立入検査:359件、測定:36件)</p> <p>2 騒音・振動発生施設に関する届出の受理、立入検査、事業者への指導等の業務 (平成28年度届出件数:150件、立入検査及び測定件数は上記に含む)</p> <p>3 新幹線に係わる騒音・振動の実態調査業務 (武庫、猪名寺、食満、小中島の4地区で計24地点にて騒音及び振動の測定を実施)</p> <p>4 航空機騒音の実態調査業務 (武庫支所の屋上にて騒音測定実施)</p> <p>○法定外</p> <p>1 国等に対する騒音・振動等の改善のための要望活動(新幹線関係、航空機関係) (新幹線関係要望先:環境省、国土交通省、JR西日本) (航空機関係要望先:国土交通省)</p> <p>2 騒音・振動全般に係わる苦情・紛争の処理 (平成28年度苦情件数:100件、現場調査:395件)</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	248	128	247	
需用費	242	128	243	消耗品等
使用料及び賃借料	6		4	騒音振動連絡会会場使用料
人件費 B	20,442	21,111	21,642	
職員人工数	3.00	3.04	3.12	
職員人件費	20,442	21,111	21,642	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	20,690	21,239	21,889	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	20,690	21,239	21,889	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数								単位	件
目標・実績	目標値	0	達成年度	—年度	26年度	0	27年度	0	28年度	0
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	法令等の遵守を前提とした指導的に行っており、引き続き行政処分(改善命令、措置命令、施設使用停止・業務停止、許可取消)の件数が0となるよう監視指導、立入調査、苦情処理を行っていく。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法令等に基づく届出の受理や立入検査・測定等の業務であり、また、鉄道関係に係わる騒音・振動や航空機騒音の環境監視を行い、国等に対して要望活動を行っている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民の利便性等に係わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	--------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令等に基づく業務のほか、公害の未然防止のために近隣市と連携し広域的に取り組んでおり、また、基準は概ね一律であり比較するものではない。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	届出の受理や立入検査、事業者への指導等の業務のほか、新幹線及び航空機に係わる実態調査業務のため、委託できる業務はない。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	本市は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、航空機騒音など公害のまちとしての歴史が根深いため、今後も法定受託事務の実施にとどまらず、現地調査を行うなど、公害の未然防止に努めることが市としての責務である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、関係法令に基づく監視業務等を行っていく。
--------	---------------------------



平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	環境保全対策推進事業費	4N31	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地球温暖化対策地域推進計画		款	20 衛生費
事業開始年度	平成19年度		項	20 環境保全費
施策	18 環境保全・創造		目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境創造課
所属長名	吉岡 辰郎		

①事業概要

事業実施趣旨	地球温暖化問題は人類の喫緊の課題であり、本市においても、地方公共団体実行計画(区域施策編、事務事業編)を策定し、温室効果ガス削減に取り組み。温室効果ガス削減方策として、東日本大震災以降、原発の利用拡大ではなく、再エネ利用、省エネ対策などに重点が置かれている。
対象(誰を・何を)	市民、事業者、行政
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民、事業者、行政が協働して地域における地球温暖化対策に取り組み、市民一人ひとりのライフスタイルの変革や、環境関連産業の活性化などが進んだ「ECO未来都市あまがさき」を実現する。
事業概要	地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市内の温室効果ガス排出量を把握するとともに、市民・事業者への普及啓発事業等を実施する。また、市の事業活動における環境負荷の継続的な低減や良好な環境の創造を推進するため尼崎市環境マネジメントシステムを運用する。
実施内容	<p>1 自然エネルギー等導入促進事業(平成23年度～) 平成28年度事業費:135千円 屋根貸し事業として、武庫公民館に15.4kWの太陽光発電設備が設置され稼働を開始した。また、環境月間である6月には再生可能エネルギーの普及促進をPRするため横断幕を2施設に設置し、更に、市内の太陽光発電設備導入を促進するため太陽光発電普及啓発パネルを作成した。</p> <p>2 立体緑化推進事業(平成19年度～) 平成28年度事業費:1,897千円 学校園等で壁面緑化を実施。(1)市内保育所、幼稚園、小学校等87施設にゴーヤ苗約1,400株・種28袋・肥料90袋配布。(2)3回の緑化講習会に83人参加。</p> <p>3 環境マネジメントシステム推進事業(平成19年度～) 平成28年度事業費:1,136千円 市の事務・事業が環境に与える負荷の低減等を図るため、本システムにより、効率的な管理と継続的な改善を行った。</p> <p>4 自転車通勤推進事業(平成28年度～) 平成28年度事業費:70千円 市内企業9社(11事業所)を対象にエコ通勤に関するアンケート調査を実施した(アンケート送付数者5,500名、回答者1,619名、回答率約29%)。また、エコ通勤セミナーを開催した(参加者31名)。</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,482	3,238	4,642	
報償費	42	75	66	外部監査委員、エコ通勤セミナー
旅費			330	エコプロ出展、展示会等視察
需用費	445	231	253	横断幕、ポスター、チラシ等の作成
委託料	3,985	2,905	3,863	立体緑化、環境マネジメントシステム
使用料及び賃借料	10	27	130	エコプロ出展費用、壁面緑化講習会
人件費 B	14,294	16,103	10,779	※H29予算より環境モデル都市
職員人工数	1.72	1.89	1.27	運営事業を移管し、事業名称を
職員人件費	13,631	15,116	10,095	温暖化対策推進事業費に変更
嘱託等人件費	663	987	684	
合計 C(A+B)	18,776	19,341	15,421	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,227	2,032	2,697	環境基金繰入金
一般財源	15,549	17,309	12,724	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内のCO2排出量						単位	千t-CO2		
目標・実績	目標値	3,340	達成年度	32年度	26年度	3,173	27年度	3,078 (速報値)	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成32年における削減目標「15%以上削減(平成2年比、第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画)」に対して、平成27年度速報値は約22%削減(平成2年比)となり、目標を達成した。今後も引き続き、さらなる削減を目指す(平成28年度実績値は現時点において算出不可)。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地球温暖化対策の推進に関する法律において、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の抑制等に資する施策を推進することとされており、市内の温室効果ガス排出量の削減を目的とした様々な施策を実行することは、市の責務である。さらに、経済と環境の両立を目指す取組が評価され、平成25年3月に環境モデル都市にも選定されており、その目標であるECO未来都市あまがさきの実現のためにも、必要な事業である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	広く市民に環境問題への意識を高めてもらうものであり、参加の拡大を図る上でも受益者負担を求めるとは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然エネルギー等導入促進事業における屋根貸し事業については、阪神間では唯一、西宮市が実施しており、2施設の募集を実施し、1施設で事業者が決定した。(平成28年度)</li> <li>・立体緑化推進事業については、阪神間の多くの自治体で公共施設の壁面緑化を中心に実施されている。</li> <li>・自転車通勤推進事業については、阪神間で環境面における具体的な事業は実施されていない。</li> </ul>
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	すでに民間委託の余地がある業務については委託済みである。 【参考:委託実施業務】 1 本庁舎南館等外壁緑化業務 2 尼崎市環境マネジメントシステム推進事業等業務
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	市民との協働について検討した結果、啓発事業の企画実施等について事業の整理を行い、平成27年度から環境保全の啓発・活動支援事業として市民団体が一部担うこととなった。

⑧総合評価

総合評価	維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然エネルギー等導入促進事業における公共施設での屋根貸し事業については、施設の工事計画や今後の利用方針等を動かし、募集可能な施設があれば順次調整を進めていく予定である。</li> <li>・自転車通勤推進事業については、庁内連携のもと、自転車通勤の促進につながる取組を検討する。</li> <li>・温室効果ガス排出量は景気等の社会的影響を受けることから、単年度で目標を達成したとしても、長期削減目標を踏まえた引き続きの取組が必要である。</li> </ul>
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	尼崎市環境基本計画の目指す環境像である「ECO未来都市あまがさき」を実現するために、本計画での目標体系の1つである「低炭素社会の形成」に向け、近年温室効果ガス排出量が増加傾向にある民生業務部門での排出量削減や、環境モデル都市としての市の取組を市内外へと周知させるため、イベントへの出展やパンフレットの配付等、PRIに取り組む。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	環境モデル都市 グリーンビークル推進事業費	4N37	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地球温暖化対策地域推進計画		款	20 衛生費
事業開始年度	平成27年度		項	20 環境保全費
施策	18 環境保全・創造		目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。
局	経済環境局
課	環境創造課
所属長名	吉岡 辰郎

①事業概要

事業実施趣旨	化石燃料の枯渇、地球温暖化及び大気汚染の対策として、化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を低減するグリーンビークル(燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)など)の普及を目指す。
対象(誰を・何を)	事業者、市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	多様なグリーンビークルについて、それぞれの特徴に応じた活用が進み、低炭素社会及び水素社会が構築されている。
事業概要	化石燃料の枯渇、地球温暖化及び大気汚染の対策として、化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を低減するグリーンビークルの普及を促進し、事業者へのグリーンビークルの導入支援など普及啓発を行う。
実施内容	<p>1 グリーンビークルの推進(平成4年度～、平成27年度拡充)</p> <p>(1) 運送事業者を対象としたグリーンビークル導入補助(緑ナンバー) ※国土交通省及び兵庫県との協調補助 天然ガストラック(4t未満):1台(133千円)、ハイブリッドトラック(4t未満):7台(896千円)</p> <p>(2) 事業者を対象としたグリーンビークル導入補助(白・黄ナンバー) ※兵庫県との協調補助 補助実績0台</p> <p>(3) 市長公用車「MIRAI」を活用したPR ア エコ社会見学バスツアーにて同乗体験(7月26日(火)) イ 尼崎市制100周年記念あまがすきハーフマラソンにて展示(10月16日(日)) ウ サイエンス・オアシスにて展示(11月19日(土)) エ 「ECO未来都市・尼崎」シンポジウムにて展示(11月24日(木))</p> <p>2 事業者の電気自動車用充電器設置の推進 公共性を有すると認められる充電器の設置における導入費用の一部を補助し、EV等の普及を推進する。 補助実績0件</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,202	1,119	8,557	
報償費	27			シンポジウム講演者報償費
需用費	210		74	ポスター、チラシ等
役務費	131	90	172	市内グリーンビークル保有台数調査
使用料及び賃借料	146			シンポジウム会場使用料
負担金補助及び交付金	3,688	1,029	8,311	グリーンビークル導入補助
人件費 B	3,091	3,119	2,441	
職員人工数	0.39	0.39	0.31	
職員人件費	3,091	3,119	2,441	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,293	4,238	10,998	
国の財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	1,841		3,855	低公害車導入補助事業費補助金
市債				
その他	1,239	90	3,346	環境基金繰入金
一般財源	4,213	4,148	3,797	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内におけるグリーンビークル保有台数						単位	台		
目標・実績	目標値	29,000	達成年度	42年度	26年度	523	27年度	566(軽除く)	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		本事業で補助対象としている車種(乗用等)において目標台数を設定。平成27年度末現在において目標達成率は約2%(軽自動車除く)であり、グリーンビークルの本格普及期には達していない。なお、平成28年度実績値は平成29年8月以降に判明予定であるため、算出不可。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	環境負荷の低いグリーンビークルを普及させることは、化石燃料の枯渇、地球温暖化及び大気汚染の対策として有効である。 さらに、環境モデル都市アクションプランの取組である「コンパクトな市域を最大限活かしたモビリティマネジメントとグリーン・ロジスティクスの推進」及び「官民連携による次世代エコカーやカーシェアリング等の普及促進」の実現や、温室効果ガス削減目標の達成にも寄与する。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	補助、啓発事業であり、受益者負担の考えは馴染まない。
-----------------	--	----------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	車種や補助率は様々であるが、県内では、尼崎市以外に、神戸市、姫路市、西宮市、芦屋市、川西市等においてグリーンビークルの補助が実施されている。 燃料電池自動車(FCV)の補助については、神戸市は平成26年度から、芦屋市、姫路市及び篠山市は平成27年度から補助を実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	補助金交付業務については、委託できる可能性があるが、当該業務のみでは業務量が少なく委託化は適さない。
委託等の可能性		
協力の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	グリーンビークルの普及促進のため、事業者に対し国や兵庫県と協調して市が補助を行うものである。
現状/将来像	● / ○	

⑧総合評価

総合評価	改善	温室効果ガス排出量の削減や大気汚染対策に効果的な事業であり、環境モデル都市として、快適で住みよい低炭素社会の実現を目指し本格普及期に入るまでの間、引き続き実施していくが、市場価格及び市内普及状況等を鑑み補助対象及び内容等の見直しを図る必要がある。 また、EV充電設備については、補助実績はない一方、兵庫県の策定した「兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」の目標の8割を達成していることや、EV車自体の普及が低迷していることから、その普及対策については検討が必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	国や兵庫県との協調補助であることから、それぞれの動向を注視しながら補助内容等について随時見直しを図っていく。 事業者の電気自動車用充電器の設置補助については、「兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン(平成25年6月策定、平成26年8月改訂)」の改定が予定されているため、平成29年度は事業を一時休止し、事業の必要性も含め内容の見直しを図る。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	環境モデル都市スマートコミュニティ推進事業費	4N38	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地球温暖化対策地域推進計画		款	20 衛生費
事業開始年度	平成27年度		項	20 環境保全費
施策	18 環境保全・創造		目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境創造課
所属長名	吉岡辰郎		

①事業概要

事業実施趣旨	環境モデル都市実現に向け、再生可能エネルギー等を最大限活用しエネルギー消費を最小限に抑えるスマートコミュニティ(以下スマコミ)の構築と、地域経済の活性化につながる仕組みづくりを目指す。スマコミ構築やスマートハウスの普及は、街の価値を高め、市民の定住・転入の促進にもつながる。
対象(誰を-何を)	開発事業者、市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	市内において、スマコミが構築され、地域におけるエネルギーマネジメント(AEMS)が進み、地域の電力消費が抑制され、低炭素社会が形成されている。また、スマコミの活動の中で、地域経済の好循環が生まれている。スマコミやスマートハウスの普及はエネルギーコストも抑えられ、住みやすい街として、市人口は増加している。
事業概要	再生可能エネルギーなどを最大限活用し、エネルギーの消費を最小限に抑えるスマコミの構築と、AEMSを活用した夏期電力逼迫時のクールスポット(商業施設等)への誘導など、地域経済の活性化につながる仕組みづくりに対し、支援を行う。また、電気自動車等に蓄えた電力を家庭用の電力として活用する自動車・住宅充電システム(以下、V2Hシステム)の導入に対し、支援を行う。
実施内容	1 尼崎版スマコミ(HEMS等導入補助) (1)対象: 開発事業者 (2)要件: 原則1ha以上の住宅開発に際し、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)を導入し、AEMSに関する取組を実施するとともに、それらを活用した地域経済の活性化につながる取組を実施する。補助対象者には、一定期間電力逼迫時のデマンドレスポンスの実施と電力消費量のデータ提供を義務付ける。 (3)補助金額: HEMS、AEMSの導入、それらを活用した地域経済の活性化につながる取組を実施した住宅開発において、1戸あたり30千円を補助する。 ※平成28年度補助実績 600戸 18,000千円 2 スマコミの周知、啓発 スマコミの考え方を広め、理解を深めるために、尼崎市ホームページや環境イベントなどを通して周知、啓発を行う。 3 自動車・住宅充電システム導入促進事業 市民自ら電力のピークシフトを行うなど電気を効率的に使用し、その購入量を減らすことにより温室効果ガス排出量の削減が可能なスマートハウスの普及を目的として、電気自動車等の蓄電池に蓄えた電力を家庭用の電力として活用するV2Hシステムを市内住宅に設置する際に費用の一部を補助する。 ※平成28年度スマートハウスセミナー参加人数21人、補助実績0件

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	8,310	18,191	16,369	
需用費		191	394	リーフレット・ポスター作成
負担金補助及び交付金	8,310	18,000	15,975	HEMS等導入補助
人件費 B	3,278	4,188	5,389	
職員人工数	0.33	0.44	0.59	
職員人件費	2,615	3,519	4,705	
嘱託等人件費	663	669	684	
合計 C(A+B)	11,588	22,379	21,758	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	8,310	18,191	16,369	環境基金繰入金
一般財源	3,278	4,188	5,389	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内民生家庭部門のCO2排出量						単位	千t-CO2		
目標・実績	目標値	397	達成年度	32年度	26年度	576	27年度	526(速報値)	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		尼崎版スマコミとして認定した事業の取組が始まり、デマンドレスポンスなどを実施した結果、年間約6.2tの温室効果ガス排出量の削減ができた。(平成28年度実績値は現時点において算出不可)							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市の環境モデル都市アクションプランの取組「快適で暮らしやすい低炭素まちづくりの推進」「スマートコミュニティの構築」の実現に資する事業であるとともに、市内経済の活性化につながる取組を募集要件に付与したことで、環境モデル都市としての目標の一つである「環境と経済の共生」を具体化する事業となっている。 さらに、スマコミの構築やスマートハウスの普及は、街の価値を高め、市民の転入・定住促進にもつながることが期待できる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 補助、啓発事業であり、受益者負担の考えは馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・温室効果ガス削減を目的としたHEMS導入補助事業は多数の都市で実施されているが、尼崎版スマコミのようなHEMS導入とAEMS、地域経済の活性化を組み合わせた事業は、千葉県柏市が環境未来都市の取組として実施しているほかには前例がない。(千葉県柏市「柏の葉スマートシティ」: 集合住宅の管理会社が、電力逼迫時には、隣接する商業施設のクーポンを発信するなどのデマンドレスポンスを実施。) ・阪神間の自治体において、V2Hシステム導入補助を行っているところはない。 参考(岡山市) 岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業 対象: 市内の住宅に住所を有する者、補助額: 100千円
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無 認定事業者への補助金交付業務については、委託できる可能性があるが、当該業務のみでは業務量が少なく委託化は適さない。																								
協力の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 事業者の主体的な活動に対し、市が補助を行う事業である。		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							

⑧総合評価

総合評価	維持 ・尼崎版スマートコミュニティの認定事業については、今年度の取組により温室効果ガス削減及び地域通貨(ポイント)による経済効果が一定確認でき、環境モデル都市で目指す「環境と産業の共生」の実現につながったと考えられる。 ・現行の認定事業や新たなスマートコミュニティ、さらにはスマートハウスにおける取組の広がりを図る必要がある。
------	---

⑨今後の改善策

今後の改善策	・平成27年度に、尼崎版スマートコミュニティ第1号の認定を行ったが、今後もさらなる普及につながるよう、事業内容や成果の周知に向け積極的な啓発を行う。 ・V2Hシステム導入促進事業は平成28年度から始めた補助制度であるが、利用が低迷していることから、その要因を分析し効果的な周知や補助条件の見直し等を行う。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	産業廃棄物対策事業費	4R1K	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和46年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	産業廃棄物対策担当
所属長名	後藤 修志		

①事業概要

事業実施趣旨	産業廃棄物を安全かつ適正に処理することができる体制を整備すべく、これまで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により不適正処理対策を内容とする規制の強化を行ってきたところである。排出事業者による適正な処理の確保、産業廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化の推進等、長期的な産業廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会づくりを引き続き進めていく必要がある。
対象(誰を・何を)	産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物排出事業者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	長期的な産業廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会をつくる。
事業概要	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可を行うとともに、排出事業者及び処理業者に対し産業廃棄物の適正処理の指導、監督及び啓発等に努めることにより、生活環境の保全を図る。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理業等の許可業務を行う。</li> <li>排出事業者、許可業者への立入調査等により、産業廃棄物の適正処理の徹底・促進を図る。</li> <li>使用済自動車引取業及びフロン類回収業の登録並びに解体業及び破砕業の許可を行うとともに、立入調査等により適正処理の徹底を図る。</li> <li>焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果の徴収等を行い、基準を満たすよう排出事業者及び許可業者を指導する。</li> <li>建設リサイクル法に基づき、建設系廃棄物の不適正処理の防止に向けた指導を行う。</li> <li>廃棄物処理研修会の開催及び「適正処理パンフレット」の発行等により、排出事業者及び許可業者への指導啓発を行う。</li> <li>PCB特措法に基づき、PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の促進を図る。</li> <li>東海岸町地先埋立事業にあたり、生活環境に支障を生ずることなく事業を進めるため、処分場及び基地等を監視する。</li> <li>産業廃棄物の不法投棄防止等適正処理の確保を図るため、排出事業者に対して、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用の指導を行う。</li> </ol>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,762	2,617	3,161	
旅費	50	82	155	会議出席旅費等
需用費	487	310	436	消耗品費等
委託料	2,225	2,225	2,520	報告書徴収入力業務委託等
報償費			50	委員謝礼
人件費 B	43,677	44,032	43,760	
職員人工数	5.00	5.00	5.00	
職員人件費	39,625	39,990	39,770	
嘱託等人件費	4,052	4,042	3,990	
合計 C(A+B)	46,439	46,649	46,921	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,944	1,360	3,161	産業廃棄物処理業等許可申請手数料
一般財源	42,495	45,289	43,760	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数								単位	件
目標・実績	目標値	0	達成年度	29年度	26年度	2	27年度	0	28年度	1
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成28年度については、市内業者の倒産に伴う許可の取り消しのみである。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定受託事務である。
---------	------------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	産業廃棄物収集運搬業許可等に関し、手数料を徴収している。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国から随時、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の違反に伴う全国の行政処分事例通知があるが、処分事例がそれぞれ異なるため、一概に、他の自治体との比較により、本市の適正性等を導き出すことは困難であり、馴染まない。 なお、本市ではこの数年、重大な不適正処理事例はない。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令により、実施主体は市と定められているが、可能な部分については、既に委託済である。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容
現状・将来像		● ○
内容		
法定受託事務である。		

⑧総合評価

総合評価	維持	産業廃棄物を取り巻く社会情勢が日々変化し、その排出抑制や資源循環、適正処理の確保を目的とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が度々改正される中、産業廃棄物処理業者等に対する広報、啓発、指導の徹底により、生活環境の保全がされてきた。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正をはじめとする、安全かつ適正に産業廃棄物を処理するために国が行う体制整備に注視しながら、引き続き、法定受託事務である産業廃棄物処理業等の許可関連事務を行う。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	尼崎環境財団補助金	4R3K	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成4年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎環境財団が公益財団法人として事業の公益性向上を図り、安定的な経営基礎を確立するため人件費補助を行う。
対象(誰を・何を)	(公財) 尼崎環境財団
求める成果(どのような状態にしたいか)	財団において安定した経営基盤が確立され、本市が財政援助を行うことなく、「尼崎市環境整備事業公社の今後のあり方(市方針)」(平成20年度)に基づき、自らの組織と人材を活用して、本市の環境保全や公衆衛生の向上に貢献していくこと。
事業概要	常務理事人件費の補助金
実施内容	<p>本市における生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、もって市民の生活環境の向上、福祉の増進に寄与することを目的に設立された財団の経営の自立化を促進し、経営改善を進めるため、本市より人的支援を行っている常務理事の人件費の補助を行う。</p> <p>財団では、以下の事業を実施している。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿収集運搬及び一般廃棄物処理施設の運営に関する事業(し尿収集運搬業務、し尿処理施設運転維持管理業務、廃棄物中継保管場所管理運営業務)</li> <li>・環境美化及び環境保全の推進に関する事業(不法投棄防止対策業務、不法広告物撤去等業務、市民工房管理運営業務、コミュニティ連絡版維持管理業務、地域清掃ごみ収集運搬業務、環境整備事業)</li> <li>・斎場・墓園管理運営事業</li> <li>・ごみ収集運搬事業(資源リサイクルセンターごみ搬送業務、駅前広場ごみ収集運搬業務、施設ごみ収集運搬業務)</li> </ul>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,259	4,250	4,275	
負担金補助及び交付金	4,259	4,250	4,275	
人件費 B	396	400	398	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	396	400	398	
嘱託等件費				
合計 C(A+B)	4,655	4,650	4,673	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	4,655	4,650	4,673	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	(公財) 尼崎環境財団の市委託事業収益等の状況把握								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	一 年度	26年度	99.6	27年度	99.3	28年度	99.4
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 光熱費の削減等に取り組んだ結果、100%を下回っている。引き続き、中期経営計画に基づく市委託料の見直しと経営改善を促進していくことが必要である。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>&lt;必要性&gt; 財団の収支見通しでは、当期費用から自主収益を差し引いた額について市委託事業収益で賅えない見直しにあるため、財団の安定的な経営基盤の確立に向けて、市から人的支援としての補助金を交付する必要がある。</p> <p>&lt;有効性&gt; 財団に常務理事を配置したことにより、計画的な事業展開や経営改善が行われている。</p>
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体の外郭団体においても経営改善等に取り組んでいる。
---------------	------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	事業の性質(補助金)から、市で行うべき事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	中期経営計画(平成24年度～平成29年度)に基づき、経営基盤の確立に取り組んでおり、市として必要な人的支援等を行っていく必要がある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	中期経営計画の検証結果や新たな経営計画を踏まえながら、人的支援等を段階的に見直していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	ごみ減量・リサイクル推進事業費	4S1A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本計画(評価:無) 等		款	20 衛生費
事業開始年度	平成13年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。
局	経済環境局
課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司

①事業概要

事業実施趣旨	平成23年策定の尼崎市一般廃棄物処理基本計画では、平成32年度までに平成21年度と比べて約11%のごみ減量目標を設定しており、ごみ減量・リサイクルを促進するため、市民・事業者のさらなる取組が必要である。
対象(誰を・何を)	市民(一部小学生4~6年生を対象)・事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民・事業者・行政の三者が相互に理解を深め、地域に内在する力を最大限に活かす取組を協働で行うことで、ごみ減量・リサイクルを促進し循環型社会を構築する。
事業概要	事業系古紙リサイクルシステムの運用促進、子どもごみマイスター制度の実施及び市民工房の管理運営事業など、ごみ減量・リサイクル施策の展開を図る。
実施内容	①「エコあま君」紙資源リサイクル事業(事業開始 平成14年度) 事業者・行政の協働の取組により構築したNPO法人が運用する事業系古紙のリサイクルシステムを活用して、支所等の古紙リサイクルを行うとともに、当該古紙を用いて製造したトイレトペーパーを公衆便所等で使用する。 ②小学生向けごみ減量・リサイクル啓発事業(事業開始 平成19年度) 子どもごみマイスター制度の事業実施を委託(提案型事業委託)し、小学校でのごみ出前教室講座の実施及び啓発冊子を活用して、子どものごみ分別・減量・リサイクルへの取組を積極的に評価し、継続する意欲を高める。 ③市民工房管理運営事業(事業開始 平成21年度) 啓発パネルの掲示や家庭から排出された家具類等の展示・提供を実施し、ごみ減量・リサイクルの啓発を行う。 ④一般廃棄物処理基本計画に基づく啓発事業 「家庭ごみべんりちよう」や市ホームページなどを活用し、ごみ減量・リサイクルの啓発を行う。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	12,323	12,379	13,155	
需用費	609	586	938	ごみべんりちよう、集積所ポスター等
役務費			220	ごみ分別アプリ外国語翻訳料等
委託料	11,714	11,793	11,989	市民工房管理運営業務等の委託
使用料及び賃借料			8	親子エコッキング高速道路使用料
人件費 B	21,721	14,716	15,192	
職員人工数	2.49	1.84	1.91	
職員人件費	19,733	14,716	15,192	
嘱託等人件費	1,988	0	0	
合計 C(A+B)	34,044	27,095	28,347	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	12,323	12,379	13,155	市町村振興協会市町交付金
一般財源	21,721	14,716	15,192	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	焼却対象ごみ量	単位	t							
目標・実績	目標値	136,299	達成年度	32年度	26年度	138,217	27年度	137,473	28年度	135,525
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 過去3カ年、順調に減少しており、平成28年度は目標値を達成している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<必要性>ごみの減量・リサイクルを推進していくためには、市民・事業者・行政の各々が役割を認識し実践する必要がある。そこで行政の役割として、ごみの3R(リデュース・リユース・リサイクル)や適正処理手法等について市民等への学習機会を提供し意識の高揚を図るとともに、実践活動につなげる取組を実施し、さらに、事業者が取り組む減量・リサイクル活動の支援・促進を行うことが必要である。 <有効性>これら啓発事業の実施と事業活動の支援により、三者が各々の役割について相互に理解を深め、積極的な減量・リサイクルが進められている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	ごみ減量・リサイクルについての市民や事業者への自主的な活動を促進すること
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	は市の責務であり、受益者負担になじむものではない。

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	①「エコあま君」紙資源リサイクル事業…阪神間、類似中核市においても当事業に類似するような事業を実施する都市はない。 ②小学生向けごみ減量・リサイクル啓発事業…阪神間では、西宮市、伊丹市、川西市で小学校への出前教室を実施。 ③一般廃棄物処理基本計画に基づく啓発事業…ごみべんりちよう等の印刷物による啓発は他都市でも実施。 ④市民工房管理運営事業…阪神間では、西宮市のみ実施。
--------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	「エコあま君」紙資源リサイクル事業、市民工房管理運営事業、小学生向けごみ減量・リサイクル啓発事業については、既に委託している。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○	内容 市民・事業者との連携を図り、ごみ減量・リサイクルについての啓発活動を行っている。

⑧総合評価

総合評価	維持	市民・事業者・行政それぞれが役割を分担し啓発活動に取り組むことにより、ごみ減量・リサイクルに寄与している。今後もごみ減量・リサイクルの促進を図る上で、欠かせない事業であることから、引き続き事業の充実を図り、維持していく必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き各事業を継続する中で、事業内容の充実を図っていく。また、平成29年度は、ごみ分別アプリの導入や食品ロスの削減のための啓発事業(親子エコッキング)を実施することとしている。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	資源集団回収運動奨励金交付事業費	4S1K	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本計画(評価:無) 等		款	20 衛生費
事業開始年度	平成3年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	ごみ減量・リサイクルへの取組を促進するため、紙類・布類・缶類・ビン類の資源回収を実践している市民団体等に対して、回収量に応じた奨励金を交付するとともに環境意識の高揚を図る。																																																					
対象(誰を・何を)	紙類・布類・缶類・ビン類の資源を集団回収しており、かつ市に登録している団体等																																																					
求める成果(どのような状態にしたいか)	団体等が主体的に取り組む資源集団回収運動を推進することにより、市民のリサイクルへの関心、環境への意識が高まるとともに、ごみ減量・リサイクルが促進される。																																																					
事業概要	ごみ減量・リサイクルを促進するため、紙類・布類・缶類・ビン類の資源回収を実践している市民団体等に対して、回収量に応じた奨励金を交付する。																																																					
実施内容	1. 補助金交付団体数について																																																					
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>補助金交付団体数</td> <td>561団体</td> <td>567団体</td> <td>564団体</td> <td>561団体</td> <td>560団体</td> </tr> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	補助金交付団体数	561団体	567団体	564団体	561団体	560団体																																									
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																	
補助金交付団体数	561団体	567団体	564団体	561団体	560団体																																																	
実施内容	2. 回収量(t)について																																																					
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>4,952</td> <td>4,757</td> <td>4,476</td> <td>4,106</td> <td>3,799</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>2,206</td> <td>2,142</td> <td>2,037</td> <td>1,934</td> <td>1,815</td> </tr> <tr> <td>段ボール</td> <td>1,253</td> <td>1,271</td> <td>1,262</td> <td>1,217</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>47</td> <td>45</td> <td>43</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>布類</td> <td>322</td> <td>321</td> <td>284</td> <td>272</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>缶類</td> <td>182</td> <td>190</td> <td>187</td> <td>187</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>ビン類</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>回収量合計</td> <td>8,963</td> <td>8,727</td> <td>8,289</td> <td>7,754</td> <td>7,293</td> </tr> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	新聞	4,952	4,757	4,476	4,106	3,799	雑誌	2,206	2,142	2,037	1,934	1,815	段ボール	1,253	1,271	1,262	1,217	1,200	その他	47	45	43	38	38	布類	322	321	284	272	256	缶類	182	190	187	187	185	ビン類	1	1	0	0	0	回収量合計	8,963	8,727	8,289	7,754
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																	
新聞	4,952	4,757	4,476	4,106	3,799																																																	
雑誌	2,206	2,142	2,037	1,934	1,815																																																	
段ボール	1,253	1,271	1,262	1,217	1,200																																																	
その他	47	45	43	38	38																																																	
布類	322	321	284	272	256																																																	
缶類	182	190	187	187	185																																																	
ビン類	1	1	0	0	0																																																	
回収量合計	8,963	8,727	8,289	7,754	7,293																																																	

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	23,315	21,940	22,199	
需用費	54	60	60	発送用封筒等
負担金補助及び交付金	23,261	21,880	22,139	奨励金(@3円/kg)
人件費 B	4,884	4,166	4,209	
職員人工数	0.38	0.27	0.27	
職員人件費	3,012	2,159	2,148	
嘱託等件費	1,872	2,007	2,061	
合計 C(A+B)	28,199	26,106	26,408	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	23,315	21,940	22,199	市町村振興協会市町交付金
一般財源	4,884	4,166	4,209	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	年間回収量(尼崎市一般廃棄物処理基本計画の目標値)							単位	t	
目標・実績	目標値	14,680	達成年度	32年度	26年度	8,289	27年度	7,754	28年度	7,293
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った									
	補助金交付団体数は横ばいであるが、紙類の発生抑制が進んだこと等により、回収量は減少傾向にある。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<必要性> 資源集団回収運動に奨励金を交付することは、ごみ減量・リサイクルに取り組む市民団体等の主体的な活動を促すうえで必要である。 <有効性> 「燃やすごみ」の中に含まれる資源化可能な紙類を再資源化することにより、ごみの減量に寄与するとともに、リサイクルの意識を高める手段として有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国及び近隣市の補助額			
	芦屋市	4円/kg	三田市	紙類 6円/kg
	西宮市	3円/kg		布類・びん類・缶類 7円/kg
	伊丹市	4円/kg	川西市	3円/kg
	宝塚市	3円/kg	国	なし

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協力の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							
内容	市民及び事業者が中心となって資源の回収運動を行い、市は運動を促進するために補助を行っている。																								

⑧総合評価

総合評価	<b>拡充</b> 資源集団回収運動を奨励することは、ごみ減量・リサイクルを推進するとともに、環境意識の高まりも期待できる。市内の資源集団回収運動の実施状況を把握し、集団回収未実施の地域に重点的に制度の周知活動を行う等、今後も資源集団回収運動の推進を図る。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	現在活動している登録団体にアンケートを実施し、市内の集団回収の実施状況を詳細に把握することで、活動団体の回収量の増加を図る。 アンケート結果から、集団回収未実施の地域を重点的に制度の周知活動を行い活動団体数の増加を図る。 また、継続して新築マンションや市民サークル等へも積極的に制度を周知し、団体数の増加に努め、回収活動全体の活性化を図る。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	さわやか指導員制度事業費	4S2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本計画(評価:無) 等		款	20 衛生費
事業開始年度	平成4年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	ごみ減量・リサイクル及びごみ出しマナーの向上を図るため、主に社会福祉協議会等から推薦のあった市民にさわやか指導員を委嘱し、地域のパイプ役として地域住民に対する啓発や情報提供等の活動を行う。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	さわやか指導員を委嘱し、地域に密着した啓発活動等、足元からの取組を通じて、循環型社会の形成を推進する。
事業概要	ごみ減量・リサイクルを推進する地域リーダー的役割を果たす、さわやか指導員を委嘱し、地域住民に対して、排出マナーの徹底、ごみ減量化の意識啓発や実践指導、情報の提供等を行う。
実施内容	<p>&lt;実施内容&gt;(括弧内は平成28年度実績)</p> <p>1 地区会議(6回) 各行政区毎、市からの情報提供・意見交換を行う。(470人)</p> <p>2 研修会(6回) 同日開催の研修会では市の計画説明や、最新のごみの現状などについて説明を行い、さわやか指導員への情報提供とスキルアップを図る。(470人)</p> <p>3 施設見学会(4回) 施設見学会を実施し、さわやか指導員の環境意識や知識の向上を図る。(79人)</p> <p>4 さわやか指導員数 (687人)※平成29年3月末時点</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,593	2,427	2,790	
報償費	2,142	2,052	2,247	実費弁償相当額(3,000円/人)
需用費	156	167	137	封筒、コピー用紙、その他消耗品等
役員費	204	168	274	ボランティア災害保険料(300円/人)
使用料及び賃借料	91	40	132	地区会議等会場使用料
人件費 B	2,140	3,919	2,943	
職員人工数	0.27	0.49	0.37	
職員人件費	2,140	3,919	2,943	
嘱託等件費				
合計 C(A+B)	4,733	6,346	5,733	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,593	2,427	2,790	市町村振興協会市町交付金
一般財源	2,140	3,919	2,943	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

活動指標	さわやか指導員研修等参加率(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	%	
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	72	27年度	69	28年度	69
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
さわやか指導員研修等参加率については、ほぼ横ばいに推移している。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>&lt;必要性&gt;さわやか指導員制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5の規定に準じて設置しており、全市民を対象とするごみ減量化施策を推進する上で必要である。また、ごみの減量・リサイクル、適正処理について地域できめ細やかに啓発活動を行っており、ごみの減量・リサイクルに寄与している。</p> <p>&lt;有効性&gt;さわやか指導員は、地域のごみ出しマナーや減量・リサイクルに係る問題点の集約を行い、市に情報提供していただくとともに、市の減量施策についてさわやか指導員を通じて地域に協力や理解を求めており、市と地域のパイプ的役割を果たしている。</p>
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は行政が率先的な行動を示すことにより、地域でのごみ減量・リサイクルを促進するものであり、受益者負担に馴染むものではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市 ごみ減量等推進員 H8.6~ 557人 伊丹市 クリーンいたみ推進員 H9.6~ 1,502人 宝塚市 ごみゼロ推進員 H6~ 556人 三田市 廃棄物減量等推進員 H20~ 159人 ※芦屋市は同様の制度なし。川西市は子ども向け啓発活動をするモニター20名募集。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市が委嘱する事業であるため、委託はできない。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協力の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○	内容	市は情報提供を行い、さわやか指導員が主体となって地域での啓発活動を行う。

⑧総合評価

総合評価	維持	さわやか指導員は、ごみ減量・リサイクルや適正処理の地域リーダーとして活動しており、ごみ減量・リサイクルに寄与しているところである。引き続き、研修会・地区会議・施設見学会等を通じてさわやか指導員のスキルアップを図り、ごみ減量・リサイクルを推進していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	ごみ減量・リサイクルを推進していくため、社会福祉協議会に協力を依頼し、さわやか指導員不在地域(自治会)を解消していくとともに、新築マンション等での設置も呼びかけていく。また、個々のスキルアップを図るため、研修会・地区会議・施設見学会等の内容の充実を図る。
--------	---



平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	じんかい収集事業費	4S3K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	業務課
所属長名	氏丸 善行		

①事業概要

事業実施趣旨	市内一円から排出される一般家庭ごみについて、世帯数比で35%に相当する地域を直営地区として収集運搬を行うとともに、大型・臨時ごみの有料収集について、市内全域を直営により収集するものである。																																										
対象(誰を・何を)	直営地区から排出される定期収集ごみ(「燃やすごみ」、「びん・缶・ペットボトル」、「金属製小型ごみ」)、及び市内全域の大型・臨時ごみ																																										
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物を安定的かつ確実に継続して処理する。																																										
事業概要	一般家庭ごみの収集運搬を行う。																																										
実施内容	<p>【収集内容】</p> <p>①燃やすごみ:週2回定期収集                  ②びん・缶・ペットボトル:週1回定期収集                  ③金属製小型ごみ:月1回定期収集                  ④大型・臨時ごみ:「家庭ごみ案内ダイヤル」で受付、随時有料収集</p> <p>&lt;実施状況&gt;収集量(直営分) (単位:t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やすごみ</td> <td>27,215</td> <td>24,995</td> <td>24,949</td> <td>24,541</td> <td>23,661</td> </tr> <tr> <td>びん・缶・ペットボトル</td> <td>2,140</td> <td>2,164</td> <td>2,113</td> <td>2,048</td> <td>1,966</td> </tr> <tr> <td>金属製小型ごみ</td> <td>459</td> <td>453</td> <td>421</td> <td>436</td> <td>445</td> </tr> <tr> <td>大型ごみ</td> <td>1,264</td> <td>1,305</td> <td>1,169</td> <td>1,171</td> <td>1,198</td> </tr> <tr> <td>臨時ごみ</td> <td>2,034</td> <td>1,996</td> <td>1,816</td> <td>1,845</td> <td>1,937</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33,112</td> <td>30,913</td> <td>30,468</td> <td>30,041</td> <td>29,207</td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	燃やすごみ	27,215	24,995	24,949	24,541	23,661	びん・缶・ペットボトル	2,140	2,164	2,113	2,048	1,966	金属製小型ごみ	459	453	421	436	445	大型ごみ	1,264	1,305	1,169	1,171	1,198	臨時ごみ	2,034	1,996	1,816	1,845	1,937	計	33,112	30,913	30,468	30,041	29,207
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																						
燃やすごみ	27,215	24,995	24,949	24,541	23,661																																						
びん・缶・ペットボトル	2,140	2,164	2,113	2,048	1,966																																						
金属製小型ごみ	459	453	421	436	445																																						
大型ごみ	1,264	1,305	1,169	1,171	1,198																																						
臨時ごみ	2,034	1,996	1,816	1,845	1,937																																						
計	33,112	30,913	30,468	30,041	29,207																																						

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	21,541	18,786	20,307	
需用費	20,436	17,633	17,316	作業用器材、燃料費等
役員費	134	132	133	携帯電話使用料
使用料及び賃借料	91	88	136	電子複写機賃借料
委託料	880	782	882	交通安全研修業務委託料
その他		151	1,840	交通安全研修専用PC購入、運行管理機器購入、旅費
人件費 B	790,376	788,878	803,570	
職員人工数	95.30	94.20	95.71	
職員人件費	755,253	753,412	761,227	
嘱託等人件費	35,123	35,466	42,343	
合計 C(A+B)	811,917	807,664	823,877	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	811,917	807,664	823,877	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	一般家庭ごみの収集運搬量(直営分)(成果指標の設定が困難なため、一般家庭ごみの収集運搬量を活動指標として設定している)		単位	t
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
	26年度	30,468	27年度	30,041
	28年度	29,207		
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	市民に対する分別や再資源化といった適正排出に関する啓発を行っていること等により、一般家庭ごみの収集運搬量は近年、減少傾向である。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、地方公共団体の責務について、第6条第2項で「市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない」と定めており、市が処理主体となり家庭から排出されるごみを適正に処理しなければならない。このため、市域全体の適正処理の確実な遂行のため、日々の処理状況や詳細な地理等を把握するとともに、ごみのカラス被害など多様化する市民需要に対応するため、排出マナーの啓発など全体的な取組もしている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	一般家庭ごみの減量が順調に進んでいることから、一般家庭ごみの有料化について検討は行っていない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	類似都市(7市)の家庭ごみの収集体制(直営・委託比率)を見ると、船橋市47:53、横須賀市37:63、東大阪市50:50、姫路市19:81、西宮市35:65、倉敷市36:64、福山市50:50となっている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無し	委託業者が業務不履行に陥るなどの不測の事態が生じた場合のバックアップ体制を整えるため、一定規模の直営収集体制を保持する必要がある。今後は、更なる効率的な収集体制の構築について、委託比率も含めた検討・検証を行っていく。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状					●	将来像				○		内容	ごみの収集については、排出者の分別や再資源化といった適正排出への協力が不可欠であり、今後ともより一層の市民等の協力が必要となる。
	市民の領域		行政の領域																								
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	当該業務については、市民生活の根幹に関わる基幹的サービスであり、これまで適正処理の継続に努めてきたが、今後も引き続き、廃棄物処理法に基づいて、安定性、確実性、継続性を確保しつつ、一般家庭ごみの収集運搬を実施していく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、継続して安定的な処理を実施していくとともに、今後は、アウトソーシングの更なる導入についての基本的方向性に則った業務分析などを的確に行うなかで、直営と委託の最適なバランスや、保持すべき直営体制の規模などについて、慎重に検討していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	大型ごみ収集等事業費	4S3N	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成9年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	業務課
所属長名	氏丸 善行		

①事業概要

事業実施趣旨	大型ごみ及び臨時ごみ等については、排出量、排出頻度とも排出者間の差が大きいことから、公平な費用負担を確保し、ごみ減量・リサイクルへの動機付けを図るため、有料で収集を行うものである。												
対象(誰を・何を)	・大型ごみ(指定品目外で最大の辺又は径が50cmを超えるもの(家具、寝具類など)) ・臨時ごみ(引越しや大掃除などで一度に多量に出るごみ)等												
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民の利便性の向上と制度の円滑な運用を両立できる申込受付体制及び手数料収納体制を確保する。												
事業概要	大型ごみ及び臨時ごみ等について、随時受付の上、有料収集を行う。												
実施内容	<p>1 大型ごみ収集等事業 大型・臨時ごみ等の手数料を、ごみ処理券(300円券)及び臨時ごみ処理券(5,400円券)の購入により収納することとし、処理券の販売をコンビニエンスストア等の取扱店に委託する。 &lt;平成28年度実施状況&gt; ごみ処理券・臨時ごみ処理券販売実績(一般廃棄物処理手数料(歳入)決算額) 計85,267,200円</p> <p>2 大型ごみ受付センター事業 「家庭ごみ案内ダイヤル」において、専用システムを用いた大型ごみ及び臨時ごみ等の収集申込受付及び家庭ごみ収集に関する全般的な案内が可能な体制を通常(土日祝含む)で構築・運用する。 &lt;平成28年度実施状況&gt;家庭ごみ案内ダイヤル受付件数</p> <table border="1"> <tr><td>大型ごみ</td><td>65,622件</td></tr> <tr><td>臨時ごみ</td><td>6,193件</td></tr> <tr><td>小動物死体</td><td>2,086件</td></tr> <tr><td>問合せ(案内全般)</td><td>42,132件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>116,033件</td></tr> <tr><td colspan="2">(9,669件/月、323件/日)</td></tr> </table>	大型ごみ	65,622件	臨時ごみ	6,193件	小動物死体	2,086件	問合せ(案内全般)	42,132件	合計	116,033件	(9,669件/月、323件/日)	
大型ごみ	65,622件												
臨時ごみ	6,193件												
小動物死体	2,086件												
問合せ(案内全般)	42,132件												
合計	116,033件												
(9,669件/月、323件/日)													

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	38,336	39,072	43,836	
需用費	3,638	3,569	3,604	大型ごみ・臨時ごみ処理券作成
役員費		11		JANメーカーコード更新手数料
委託料	34,698	35,492	40,232	大型・臨時ごみ処理券販売業務委託料、 大型ごみ等電話受付業務委託料
人件費 B	31,542	31,832	38,895	
職員人工数	3.98	3.98	4.89	
職員人件費	31,542	31,832	38,895	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	69,878	70,904	82,731	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	69,878	70,904	82,731	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	ごみ処理券・臨時ごみ処理券販売実績(成果指標の設定が困難なため、ごみ処理券・臨時ごみ処理券販売実績を活動指標として設定している)		単位	千円
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			26年度	82,771
			27年度	81,816
			28年度	85,267
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	大型ごみ及び臨時ごみの収集運搬については、「家庭ごみ案内ダイヤル」への収集申込を行い、「ごみ処理券・臨時ごみ処理券」により手数料を収納するという現行の体制が、市民に十分に定着しており、毎年一定の販売実績があるところである。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>大型ごみ及び臨時ごみ等については、受益者負担や、ごみの減量・リサイクルへの動機付けの観点から、有料で収集することが合理的である。そのためには、申込の受付と手数料の収納を行う効率的な体制の確保が必要であるとともに、収集運搬業務の実施においても、収集伝票の作成や手数料の収納について適正かつ効率的な実施体制の確保が必要である。</p> <p>こうした体制の確保のため、当該事業を実施しているものであり、市民の利便性の向上及び行政の事務の効率化に大きく寄与しているものと考えている。</p>
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<p>ごみ減量化の推進の観点、受益者(大型・臨時ごみの排出者)負担割合の適正化の観点、近隣他都市との均衡などの観点により、排出量や社会情勢などの実情に合わせて適宜見直しを行う必要があるものとする。</p>
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>阪神間7市の比較</p> <p>①粗大ごみ(大型・臨時ごみ)手数料収納体制 ・処理券制度(コンビニ等への販売委託)…5市 ・現場で作業員に手数料を手渡し…2市</p> <p>②申込窓口の設置…7市(外部委託による一括受付窓口を設置しているのは、本市のみ)</p>
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	<p>収集申込受付、手数料収納とも既に民間委託を実施している。</p>																												
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																													
協力の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域 ↔ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状					●		将来像					○		<p>大型ごみ等の適正処理と手数料の収納は、市町村の責務であるが、円滑な事業実施のためには、排出者(市民)の協力が不可欠である。</p>
		市民の領域 ↔ 行政の領域																												
		A	B	C	D	E																								
現状					●																									
将来像					○																									

⑧総合評価

総合評価	維持	<p>家庭ごみ案内ダイヤルの導入により、市民からの家庭ごみや大型・臨時ごみの申込やこれに関する問い合わせについては、1か月あたり9,600件以上寄せられているなか、一次回答で9割近くが解決している。また、ごみ処理券制度の導入及びコンビニ等での処理券販売委託(手数料収納事務委託)制度の導入により、年間約72,000件に達する大型・臨時ごみの収集についても円滑に実施できており、事務の効率化や市民の利便性の確保に寄与しているとともに、手数料収納業務の効率化が図られている。</p>
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	<p>「ごみ処理券・臨時ごみ処理券」については、市民の利便性を損なわないよう、店頭在庫切れを防止する等、引き続き、各コンビニエンスストア本部等との連携を図っていくとともに、適正な手数料収納業務を継続して実施していく。</p> <p>「家庭ごみ案内ダイヤル」については、問合せ等への対応に齟齬がないよう、委託業者との連携を密にし、FAQの蓄積・整理に努めていく。</p>
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	じんかい収集等委託事業費	4S4A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本計画・実施計画		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和36年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	業務課
所属長名	氏丸 善行		

①事業概要

事業実施趣旨	市内一円から排出される一般家庭ごみについて、世帯数比で65%に相当する地域の収集運搬を委託するとともに、市内全域の犬猫等小動物死体及び地域清掃ごみについても、委託により収集するものである。																														
対象(誰を・何を)	委託地区から排出される定期収集家庭ごみ(「燃やすごみ」、「びん・缶・ペットボトル」及び「金属製小型ごみ」)、及び市内全域で排出される犬猫等小動物死体、地域清掃ごみ等																														
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物を安定的かつ確実に継続して処理する。また、外部委託により実施することで、経済性と安定性の両立を図る。																														
事業概要	一般家庭ごみ等の収集を行う。																														
実施内容	<p>【収集内容】</p> <p>①燃やすごみ:週2回定期収集                  ②びん・缶・ペットボトル:週1回定期収集                  ③金属製小型ごみ:月1回定期収集                  ④犬・猫等死体:「家庭ごみ案内ダイヤル」で受付、随時収集                  ⑤地域清掃ごみ及び側溝汚泥収集</p> <p>(1)一般家庭ごみ収集運搬業務委託                  &lt;実施状況&gt;収集量(委託分) (単位:t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やすごみ</td> <td>57,620</td> <td>55,090</td> <td>53,895</td> <td>53,438</td> <td>51,894</td> </tr> <tr> <td>びん・缶・ペットボトル</td> <td>3,452</td> <td>3,428</td> <td>3,343</td> <td>3,422</td> <td>3,320</td> </tr> <tr> <td>金属製小型ごみ</td> <td>800</td> <td>747</td> <td>692</td> <td>776</td> <td>775</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>61,872</td> <td>59,265</td> <td>57,930</td> <td>57,636</td> <td>55,989</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)犬猫等小動物死体等収集運搬業務委託                  &lt;平成28年度実施状況&gt; 収集件数:2,056件                  (3)地域清掃ごみ収集運搬業務委託                  &lt;平成28年度実施状況&gt; 収集量:地域清掃ごみ 75.46t(側溝汚泥 61.62t)</p>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	燃やすごみ	57,620	55,090	53,895	53,438	51,894	びん・缶・ペットボトル	3,452	3,428	3,343	3,422	3,320	金属製小型ごみ	800	747	692	776	775	計	61,872	59,265	57,930	57,636	55,989
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																										
燃やすごみ	57,620	55,090	53,895	53,438	51,894																										
びん・缶・ペットボトル	3,452	3,428	3,343	3,422	3,320																										
金属製小型ごみ	800	747	692	776	775																										
計	61,872	59,265	57,930	57,636	55,989																										

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	758,434	759,017	875,705	
委託料	758,434	759,017	875,705	一般家庭ごみ収集運搬業務委託料等
人件費 B	23,379	22,858	22,589	
職員人工数	2.95	2.86	2.84	
職員人件費	23,379	22,858	22,589	
嘱託等件費				
合計 C(A+B)	781,813	781,875	898,294	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	781,813	781,875	898,294	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	一般家庭ごみの収集運搬量(委託分)(成果指標の設定が困難なため、一般家庭ごみの収集運搬量を活動指標として設定している)		単位	t
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			年度	26年度 57,930
			27年度	57,636
			28年度	55,989
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	市民に対する分別や再資源化といった適正排出に関する啓発を行っていること等により、一般家庭ごみの収集運搬量は近年、減少傾向である。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、地方公共団体の責務について、第6条第2項で「市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない」と定めており、市が処理主体となり、家庭から排出されるごみ、ペット、野良を含む犬、猫等の死体、地域住民の自主活動である地域清掃で生じたごみ等について、適正に処理しなければならない。このため、事業実施において、安定性や確実性を維持しつつも経済性を追求する観点から、可能な範囲での外部委託を行っているものである。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	一般家庭ごみの減量が順調に進んでいることから、一般家庭ごみの有料化について検討は行っていない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	類似都市(7市)の家庭ごみの収集体制(直営・委託比率)を見ると、船橋市47:53、横須賀市37:63、東大阪市50:50、姫路市19:81、西宮市35:65、倉敷市36:64、福山市50:50となっている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	現行の委託においては、効率的かつ安定的な家庭ごみ収集を継続的に実施できているとともに、一定の経費縮減効果を発揮しているが、委託業者が業務不履行に陥るなどの不測の事態が生じた場合のバックアップ体制を整えるため、一定規模の直営収集体制を保持する必要がある。今後は、更なる効率的な収集体制の構築について、委託比率も含めた検討・検証を行っていく。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状					●	将来像				○		ごみの収集については、排出者の分別や再資源化といった適正排出への協力が不可欠であり、今後ともより一層の市民等の協力が必要となる。
	市民の領域		行政の領域																							
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	当該業務については、廃棄物処理法が要請する適正処理の確保を第一義としつつも、平成21年度以降は、4年ごとに全委託区域について入札により業者選定を行うなど、経済性の確保と、安定的で確実な収集を両立した効率的な事業実施に努めてきたところである。引き続き、委託事業の適正な実施の確保に努めていく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後は、アウトソーシングの更なる導入についての基本的方向性に則った業務分析などを的確に行うなかで、直営と委託の最適なバランスや、保持すべき直営体制の規模などについて、慎重に検討していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	し尿収集委託事業費	4T1A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成7年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	15 し尿処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。
局	経済環境局 課 業務課
所属長名	氏丸 善行

①事業概要

事業実施趣旨	市内の未水洗化世帯及び工事現場等から排出されるし尿の収集を実施するものである。								
対象(誰を・何を)	一般家庭や事業所から排出されるし尿及び工事現場、イベント等の仮設便所から臨時に排出されるし尿								
求める成果(どのような状態にしたいか)	排出されるし尿の適正処理(廃棄物を安全かつ安定的に継続して処理すること)								
事業概要	公共下水道計画区域外及び公共下水道計画区域内の未水洗化世帯並びに工事現場等から排出されるし尿の収集を委託により実施する。								
実施内容	<p>市域全体を対象とし、公益財団法人尼崎環境財団への業務委託により、し尿の収集運搬業務を実施する。</p> <p>【収集内容等】</p> <p>①一般家庭:無料定期収集                  ②少量(600ℓ未満/月)排出事業所:無料定期収集                  ③多量(600ℓ以上/月)排出事業所:有料定期収集                  ④工事現場やイベント等の仮設便所等から臨時排出:有料で収集                  ⑤市民団体や公共機関が実施する非営利の行事等に対し、移動式公衆便所を貸出</p> <p>&lt;実施状況&gt;平成28年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>し尿収集世帯数(世帯)</td> <td>臨時し尿(件)</td> </tr> <tr> <td>区域内</td> <td>408</td> <td rowspan="2">1,636件/年</td> </tr> <tr> <td>区域外</td> <td>41</td> </tr> </table>		し尿収集世帯数(世帯)	臨時し尿(件)	区域内	408	1,636件/年	区域外	41
	し尿収集世帯数(世帯)	臨時し尿(件)							
区域内	408	1,636件/年							
区域外	41								

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	38,122	38,935	38,122	
委託料	38,122	38,122	38,122	し尿収集業務委託料
備品購入費		813		移動式公衆便所購入
人件費 B	1,902	1,536	1,273	
職員人工数	0.24	0.19	0.16	
職員人件費	1,902	1,536	1,273	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	40,024	40,471	39,395	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	8,656	9,097	8,388	一般廃棄物処理手数料
一般財源	31,368	31,374	31,007	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	一般家庭及び少量排出事業所から排出されるし尿収集世帯数(成果指標の設定が困難なため、し尿収集世帯数を活動指標として設定している)						単位	世帯		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	26年度	470	27年度	450	28年度	449
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		下水道の人口普及率は99.9%で、市内のほぼ全域で下水道整備が実施されていることから、今後、更なる水洗化の促進により、し尿収集世帯数は減少していくものと考えられる。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、地方公共団体の責務について、第6条第2項で「市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない」と定めており、市が処理主体となり、一般家庭や事業所から排出されるし尿及び工事現場、イベント等の仮設便所から臨時に排出されるし尿について、適正に処理しなければならない。このため、業務の委託にあたり、公衆衛生の確保の観点から、引き続き、廃棄物処理法で求められる安定性、確実性、継続性が確保できるよう、市が責任を持って指導していく必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                 多量排出事業所及び工事現場やイベント等の仮設便所等から排出されるし尿については、廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、有料で収集している。一方、一般家庭及び少量排出事業所から排出されるし尿については、年々、収集対象世帯数が減少しているなか、有料化した場合の手数料と徴収に要する経費との均衡を図ることが困難であるとともに、昭和49年から無料収集をしてきた経緯があることから、新たに市民負担を求める根拠には乏しいと考える。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市でのし尿収集運搬業務については、いずれの自治体においても委託により実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無             当該業務については、既に公益財団法人尼崎環境財団への全面委託により実施している。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○	
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状				●																					
将来像				○																					
内容	市内において排出されるし尿の適正処理については、市町村の責務であるが、円滑な事業実施のためには、排出者(市民)の協力が不可欠である。																								

⑧総合評価

総合評価	維持                 当該業務については、これまで廃棄物処理法に基づいて、安定性、確実性、継続性の確保に努めてきたところであるが、引き続き、委託業務の適正な実施の確保に努めていく。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	現在、市内のほぼ全域で下水道整備が実施されていることから、今後、更なる水洗化の促進により、し尿収集世帯数の減少に伴ってし尿収集量も徐々に減少していくものと考えられるが、今後も引き続き、適正処理に努めていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	公衆便所等清掃事業費	4TK	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	15 し尿処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	業務課
所属長名	氏丸 善行		

①事業概要

事業実施趣旨	公衆・公園等便所の清掃を実施することにより、市民の快適な利用の確保に努め、公衆衛生の向上に資するものである。																				
対象(誰を・何を)	市内の公衆・公園等便所																				
求める成果(どのような状況にしたいか)	市内の公衆・公園等便所の清掃を行い、清潔保持及び衛生管理に配慮した事業に継続して取り組むことにより、利用者が気持ちよく利用できる環境を提供する。																				
事業概要	市内の公衆・公園等便所を清掃する。なお、一部便所については、提案型事業委託制度により清掃業務を実施する。																				
実施内容	市内の公衆・公園等便所の清潔保持と、衛生管理を図るため、日曜を除く全ての曜日に清掃を実施する。 なお、市民サービスの更なる向上を図るため、利用者が多い公衆便所を中心としてエリアにより選別した一部便所については、提案型事業委託制度により清掃業務を実施する。 【清掃内容】 ①便器・床・手洗い・壁等の洗浄 ②便器内のごみの除去 ③簡易な故障(詰り等)の修繕 ④トイレットペーパーの交換 ⑤その他 ＜実施状況＞清掃箇所数 内訳(平成29年3月31日現在) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>経済環境局</td> <td>都市整備局</td> <td>教育委員会</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>8</td> <td>159</td> <td>1</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>様式</td> <td>水洗</td> <td>8</td> <td>141</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>汲み取り</td> <td>18</td> <td></td> <td>18</td> </tr> </table>		経済環境局	都市整備局	教育委員会	計	箇所数	8	159	1	168	様式	水洗	8	141	1		汲み取り	18		18
	経済環境局	都市整備局	教育委員会	計																	
箇所数	8	159	1	168																	
様式	水洗	8	141	1																	
	汲み取り	18		18																	

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	6,341	32,876	43,018	
需用費	6,303	7,582	6,381	清掃用具、燃料費、庁舎維持補修費等
役員費		1		車両廃車手数料
委託料	38	25,293	36,637	公衆便所浄化槽清掃業務委託料、公衆・公園等便所清掃業務委託料
人件費 B	62,393	47,131	36,070	
職員人工数	13.78	8.98	6.00	
職員人件費	49,507	37,787	28,685	
嘱託等人件費	12,886	9,344	7,385	
合計 C(A+B)	68,734	80,007	79,088	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	68,734	80,007	79,088	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	公衆・公園便所等の1日当たりの清掃回数(成果指標の設定は困難なため、公衆・公園等便所の1日当たりの清掃回数を活動指標として設定している)		単位	回
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			26年度	168
			27年度	169
			28年度	168
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	一部利用者の劣悪な使用マナーや、施設の老朽化に伴い、修繕の必要性が高まっている中、修繕対象施設の見極めに加え、清掃回数の見直しや、使用車両の減車などにより業務体制の合理化を進めており、限られたコストの中で業務の質を落とさないよう、工夫を重ねている。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、地方公共団体の責務について、第5条第5項で「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない」と定めており、市内の公衆便所を清潔に保ち市民の快適な利用に供する必要がある。このため、不特定多数の人が利用する駅前ターミナル、繁華街・商店街に設置する公衆便所について、適正な維持管理を行っている。なお、清掃業務の効率化を図る観点などから、市内の公園に設置する公園便所等についても併せて清掃を行っている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	廃棄物処理法第5条第5項で地方公共団体の責務を定めており、当該事業実施に関して市民等に受益者負担を求めることは馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間では、いずれの自治体も公衆・公園便所共に清掃業務を委託している状況である。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	当該業務は、主に環境部内の再任用職員向け業務として位置付けられてきたが、再任用職員数の将来的な動向等により、事業継続が困難となることが見込まれることから、新たな担い手を活用しているところである。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協力の領域	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像				○		内容	公衆便所の維持管理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条第5項により、市町村に義務付けられている。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	改善	市内168箇所(平成29年3月末現在)の公衆・公園等便所の清掃を行い、衛生管理や施設の補修などに取り組んでいるが、一部利用者のマナーの悪化や頻発するいたずらへの対応が増えてきているとともに、公衆便所の老朽化への対応など、今後ますます維持管理コストが増大する懸念がある。加えて、業務の担い手である再任用職員の減少も相まって、業務レベルの維持向上が困難であることから、民間事業者などの外部資源の更なる活用等により、業務実施体制の確保を図っていく必要があると考えられる。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	上記のことから、再任用職員数の動向等を踏まえて全面的に委託化することを目指しているところである。委託化の推進にあたっては、提案型事業委託制度による提案を受けたことを踏まえ、より質の高い市民サービスの提供の観点から、提案内容の確実な具現化を目指すとともに、提案期間内での段階的な委託化を進めているところである。 なお、全面委託化までの間において、引き続き直営により清掃等を行う便所についても、衛生的で清潔な利用環境の維持だけでなく、より快適な利用に供することができるよう、清掃体制や手法の見直しに適宜取り組んでいく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	地盤沈下測量事業費	803W	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市の環境をまもる条例、工業用水法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	昭和34年度		項	05 土木管理費
施策	18 環境保全・創造		目	05 土木総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	都市整備局	課	河港課
所属長名	柴田 俊樹		

①事業概要

事業実施趣旨	過去に工業用水の過剰な揚水が原因で大規模な地盤沈下が発生した経緯があり、全市域が工業用水法による指定区域で揚水が規制されている。測量により不安な地盤構造をもつ本市の地盤の変動状況を把握する。
対象(誰を・何を)	地盤高、地下水位
求める成果(どのような状態にしたいか)	市内の地盤高及び地下水位を測量し、地下水のくみ上げ等による地盤沈下が発生しないように観測する。
事業概要	地盤沈下計、水位計観測業務の委託 一級水準点測量業務の委託(3年に1回、直近:H27年度実施) 尼崎市の環境をまもる条例に基づく地下水採取の届出
実施内容	○地盤沈下計水位計観測業務委託 自動観測により年間の値を計測、1ヶ月毎に実測を行う。 観測年報の作成 ・観測箇所 グンセ観測所(地盤沈下、地下水位) 神東観測所(地下水位) ○阪神地区地盤沈下調査連絡協議会への参加 ・上記、水準測量実施のための連絡調整会議

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	11,937	1,102	1,366	
委託料	11,937	1,102	1,366	地盤沈下計水位計観測業務委託
人件費 B	1,347	1,280	1,432	
職員人工数	0.17	0.16	0.18	
職員人件費	1,347	1,280	1,432	
嘱託等件費				
合計 C(A+B)	13,284	2,382	2,798	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	13,284	2,382	2,798	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	年間沈下量2cm以上の点(注意を要する地域(環境省))					単位	点				
目標・実績	目標値	0	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	0	28年度	—

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	過剰な地下水の汲み上げも無く、地盤高の大きな変化は確認されなかった。 上記の沈下の大きい点については、県事業での盛土による圧密沈下である。
-----------------	---	--

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市は過去に工業用水の過剰な揚水が原因で大規模な地盤沈下が発生した経緯があり、全市域が工業用水法による指定区域になっており、揚水が規制されている。地盤沈下は一度発生すると簡単には回復しないことから、地盤高等を観測することにより、大規模な地盤沈下等の発生を未然に防ぐものである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	行政として実施するべきものであり、受益者負担になじまない。
-----------------	--	-------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	1級水準測量については、大阪平野の地盤沈下の監視を目的としており、国、大阪府、兵庫県、及び関係市で阪神地区地盤沈下調査連絡協議会を組織し調整を行って、各自治体で測量を実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に測量等業務委託で実施している。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像				○		内容	市民や企業などの地下水利用者から、地下水に関する情報を収集し、行政で管理、監視・指導していく。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	地盤沈下については沈静化している。阪神地区地盤沈下連絡協議会において実施頻度を2年から3年毎に見直しをおこなった。今後も継続的に監視を続けていく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	地下水の利用について、尼崎市の環境をまもる条例の届出対象以外の用途に当たるプール等での利用が見られるようになっており、届出対象の見直しや、規制についての検討が必要となってきた。 行政での地下水の利用量を管理、監視できる仕組みについて検討していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	吹付けアスベスト除去等助成事業補助金	8T36
根拠法令	尼崎市民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等補助要綱	
個別計画	—	
事業開始年度	平成18年度	
施策	18 環境保全・創造	

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	30 都市計画費
目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。	
局	都市整備局	課 建築安全担当
所属長名	梶井 巖夫	

①事業概要

事業実施趣旨	既存建築物に吹付けされた建材にアスベストが含有されているものがあり、建築物の今後の使用におけるアスベストによる被害を未然に防止するため、アスベスト対策に要する費用の一部を補助する。
対象 (誰を・何を)	民間建築物 (除去等にあつては、多数の者が利用する建築物)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	アスベスト含有の調査やアスベスト除去等の対策を実施する者に対して補助を行うことにより、既存建築物に吹付けされたアスベストの除去等を促進し、建築物の今後の使用におけるアスベストによる被害を未然に防止する。
事業概要	市内に存する民間建築物について、建築物に吹付けされた建材のアスベストの含有の有無を調べるための調査費用や、多数の者が利用する建築物に露出して施工されている吹付けアスベストの除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用の一部を補助する。
実施内容	<p>&lt;補助内容&gt; 吹付け建材のアスベスト含有の調査や露出して施工されている吹付けアスベスト除去等に要する費用の一部を補助する。 調査: 対象経費相当額 (上限額250千円) 除去等: 除去等の面積に応じ、対象経費の1/3以内の額 (上限額2,000千円)</p> <p>&lt;平成28年度実績&gt; 調査: 実績なし 除去等: 1件 (2,000千円)</p>

②事業費

(単位: 千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	2,000	2,500	
負担金補助及び交付金		2,000	2,500	アスベスト調査・除去等補助金
人件費 B	1,347	1,280	1,602	
職員人工数	0.17	0.16	0.22	
職員人件費	1347	1,280	1,602	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1347	3,280	4,102	
C 国庫支出金		1,000	1,500	社会資本整備総合交付金 (補助率: 10/10-1/2)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1347	2,280	2,602	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	アスベスト調査及びアスベスト除去等の補助を行った件数 (単位: 件)					単位	件			
目標・実績	目標値	3	達成年度	— 年度	26年度	1	27年度	0	28年度	1
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 除去等については1件補助を行ったが、調査費については実績がなかった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	民間建築物のアスベスト除去等の促進については、国の責任において実施すべきであるが、市が費用の一部を補助することにより、事業者の負担軽減が図られ、民間建築物のアスベスト除去等が促進される。 平成28年度の利用実績は1件であるが、これまでも一定の利用実績があり、民間建築物のアスベスト対策の促進に寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 アスベストの除去等については、所有者が一定の割合 (事業費の2/3以上) を負担している。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	アスベストの除去等に対する補助については、兵庫県下では神戸市、西宮市、芦屋市で行っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 補助事業は市で行う事業である。																								
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 事業者においてアスベスト除去等を行う必要があるが、市が費用の一部を助成することで事業者の負担の軽減が図られる。		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	民間建築物のアスベスト除去等に関しては、事業者の費用負担が大きい等の理由により制度自体が十分に活用されていないが、アスベスト被害の防止策のひとつとして当該補助制度は有効であるため、今後も継続して事業を行う必要がある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	当該補助制度自体が、多くの人に知られていない可能性もあるため、より一層の周知を行う。 なお、国が調査費の補助については平成29年度、除去等の補助については平成32年度に終了するとしているため、事業を継続するにあたり国に対し財政的支援を続けるよう要望を挙げている。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	環境監視センター庁舎維持管理事業費	4M1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	20 環境保全費
施策	18 環境保全・創造		目	05 環境保全総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境保全課
所属長名	新里 茂教		

①事業概要

事業実施趣旨	開明庁舎のうち環境監視センターの維持管理を行う。
対象 (誰を・何を)	開明庁舎のうち環境監視センター部分
求める成果 (どのような状態にしたいか)	開明庁舎のうち環境監視センターの維持
事業概要	自動車公害、一般大気、水質等に係わる常時監視業務を安定して行うため、開明庁舎の維持管理を行う。
実施内容	<p>1 施設概要(環境監視センター使用部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所 在 開明庁舎3階</li> <li>・設 備 事務室(2室)</li> <li>・面 積 132.714㎡</li> <li>・管 理 直営管理(中央地域振興センター)</li> </ul> <p>2 事業内容</p> <p>開明庁舎の維持管理に必要な経費を占有面積の割合(8.09%)等に応じて支払っている。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,196	2,226	2,556	
需用費	1,552	1,553	1,611	光熱水費等
役務費	103	107	111	電話料
委託料	541	566	834	庁舎総合管理業務委託等
人件費 B	8,098	8,171	7,159	
職員人工数	1.01	1.01	0.90	
職員人件費	8,004	8,078	7,159	
嘱託等人件費	94	93		
合計 C(A+B)	10,294	10,397	9,715	
C 国庫支出金				
の 県支出金	45	45	45	テレメーター管理委託金
の 市債				
の 其他				
の 一般財源	10,249	10,352	9,670	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	広域廃棄物処分場建設委託事業費	4R3A	事業分類	ハード事業
根拠法令	広域臨海環境整備センター法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和57年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	昭和61年に大阪湾広域臨海環境整備センターと締結した基本協定書に基づき、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業に係る建設委託料を負担している。
対象 (誰を・何を)	大阪湾広域処分場(家庭・事業者から排出される一般廃棄物の最終処分場)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市町村域、府県域をこえて関係者が共同で利用できる廃棄物の最終処分場を確保し、圏域全体の長期的、安定的な廃棄物の処分に寄与する。
事業概要	廃棄物の最終処分場を確保するため、大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設に係る事業を委託する。
実施内容	大阪湾フェニックス計画は、近畿の自治体(2府4県168市町村)、港湾管理者が、広域臨海環境整備センター法に基づき出資する事業であり、大阪湾の埋立てにより、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るものである。大阪湾広域臨海環境整備センターへは、最終処分場の建設委託を行い、本市が排出する一般廃棄物の最終処分量に見合った事業費の負担を行っている。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	5,760	4,510	5,388	
委託料	5,760	4,510	5,388	
人件費 B	1,268	1,280	1,273	
職員人工数	0.16	0.16	0.16	
職員人件費	1,268	1,280	1,273	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,028	5,790	6,661	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債	5,000	4,000	4,500	
の 其他				
の 一般財源	2,028	1,790	2,161	



平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	4U1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法 等		会計	01 一般会計
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	クリーンセンターの各施設を維持管理するための光熱水費の支出、施設警備等の維持管理を行う。
対象 (誰を・何を)	クリーンセンター各施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	クリーンセンターの各施設の安定した運転及び市内から発生した廃棄物の適正かつ安定的な処理
事業概要	クリーンセンター各施設の維持及び運転管理
実施内容	<p>クリーンセンター各施設を維持するために必要である事業で、主に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水道料支払</li> <li>施設一体管理に係る修繕</li> <li>施設警備委託</li> <li>排ガス等測定委託</li> <li>特別高圧受電設備等保守点検等を実施する。</li> </ul>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	114,709	81,960	76,319	
需用費	29,951	30,958	22,088	光熱水費、燃料費 等
役務費	10	10	16	簡易水道検査手数料
委託料	50,263	50,992	54,215	施設警備、排ガス測定委託 等
公課費	34,485			H27年度特会廃止、前年度の消費税
人件費 B	22,761	22,874	22,748	
職員人工数	2.96	2.86	2.86	
職員人件費	22,761	22,874	22,748	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	137,470	104,834	99,067	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	137,470	104,834	99,067	
一般財源				

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	第1工場管理事業費	4U1K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		会計	01 一般会計
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和51年度		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	現在稼働している2号炉において廃棄物の焼却を行っている。
対象 (誰を・何を)	クリーンセンター第1工場
求める成果 (どのような状態にしたいか)	排出されるごみの適正処理を行うことで、廃棄物の減量、減容化を図り、市民の生活環境を維持する。
事業概要	市内から発生する燃やすごみについて、焼却施設で適正かつ安定した処理を行う。併せて、余熱を有効利用して廃棄物発電を行う。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工年月日 平成12年3月(2号炉)</li> <li>処理能力 150t/日(2号炉)</li> <li>余熱利用 蒸気タービンによる発電及び場内給湯 2,600kw(2号炉最大)</li> </ul> </li> <li>実施概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの焼却</li> <li>灰の有害物質の無害化</li> <li>余熱エネルギーの利用</li> </ul> </li> <li>事業内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの焼却量 平成24年度:28,606t、平成25年度:29,543t、平成26年度:28,088t 平成27年度:31,971t、平成28年度:28,614t</li> </ul> </li> </ol>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	352,998	350,268	351,740	
需用費	88,273	88,664	92,518	薬剤、一般機材、光熱水費 等
役務費	626	41	476	容器検査、浄化槽点検手数料 等
委託料	264,099	261,563	258,746	運転管理、ボイラー点検委託 等
人件費 B	30,313	33,592	33,407	
職員人工数	3.83	4.20	4.20	
職員人件費	30,313	33,591.60	33,406.80	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	383,311	383,860	385,147	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,223	743	506	実費弁償金
財源内訳	382,088	383,117	384,641	
一般財源				

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	第2工場管理事業費	4U1P	事業分類	施設管理運営
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等			
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等			
事業開始年度	平成17年度			
施策	18 環境保全・創造			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	25 清掃費			
目	20 クリーンセンター費			

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	第2工場は平成17年から稼働し、廃棄物の焼却を行っている。
対象 (誰を・何を)	クリーンセンター第2工場
求める成果 (どのような状態にしたいか)	排出されるごみの適正処理を行うことで、廃棄物の減量、減容化を図り、市民の生活環境を維持する。
事業概要	市内から発生する燃やすごみについて、焼却施設で適正かつ安定した処理を行う。併せて、余熱を有効利用して廃棄物発電を行う。
実施内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工年月日 平成17年3月</li> <li>処理能力 ごみ焼却炉:480t/日(240t/日×2基)</li> <li>余熱利用 場内給湯及び蒸気タービンによる発電(最大14,100kw)</li> </ul> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの焼却</li> <li>灰の有害物質の無害化</li> <li>余熱エネルギーの利用</li> </ul> <p>3 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの焼却量 平成24年度:113,615t、平成25年度:105,831t、平成26年度:110,635t、平成27年度:110,012t、平成28年度:105,246t</li> </ul>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	776,362	846,757	866,377	
需用費	236,586	224,936	264,287	薬剤、一般機材、光熱水費 等
役務費	1,386	1,315	1,261	カメラデータ回線、検査手数料 等
委託料	534,781	617,773	598,095	焼却灰等処分、保守点検委託 等
負担金等、商品購入費 使用料及び賃借料	862	11	12	無線機電波利用料、車体購入 シヨベルローダー賃借料
人件費 B	202,121	200,590	199,486	
職員人工数	25.86	25.08	25.08	
職員人件費	202,121	200,590	199,486	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	978,483	1,047,347	1,065,863	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,432	2,387	2,389	環境基金繰入金、実費弁償金
一般財源	976,051	1,044,960	1,063,474	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	し尿処理施設管理事業費	4U2A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等			
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等			
事業開始年度	昭和47年度			
施策	18 環境保全・創造			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	25 清掃費			
目	20 クリーンセンター費			

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	クリーンセンターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥については、クリーンセンターにて前処理を行ったのち、埋設配管により東部浄化センターに圧送し最終処理が行われている。
対象 (誰を・何を)	市内から発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を前処理する施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市内から発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の適正な中間処理
事業概要	クリーンセンターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥については、平成11年10月から、クリーンセンター内のパルス燃焼乾燥装置で処理を行ってきたが、平成22年1月より、クリーンセンターにて前処理を行ったのち、本市の東部浄化センターに圧送する方法に切り替えている。
実施内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>し尿及び浄化槽汚泥等受入設備(投入槽)</li> <li>前処理設備(きょう雑物除去)</li> <li>し尿等圧送設備</li> <li>圧送配管敷設距離 約1,700m(クリーンセンターから東部浄化センターまで)</li> </ul> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>し尿及び浄化槽汚泥の前処理</li> <li>し尿及び浄化槽汚泥の前処理後の圧送</li> </ul> <p>* 搬入量</p> <p>し尿 平成25年度:5,116kℓ 平成26年度:5,418kℓ 平成27年度:5,229kℓ 平成28年度:4,752kℓ (搬入量内訳)</p> <p>浄化槽汚泥 平成25年度:849kℓ 平成26年度:917kℓ 平成27年度:805kℓ 平成28年度:768kℓ 平成25年度:4,267kℓ 平成26年度:4,501kℓ 平成27年度:4,423kℓ 平成28年度:3,984kℓ</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	33,354	33,340	32,973	
需用費	288	266	156	薬剤、一般機材、消耗品費 等
役務費	153	154	154	監視用通信回線費
委託料	32,913	32,920	32,663	運転管理、し尿処理委託 等
人件費 B	2,140	2,399	2,386	
職員人工数	0.27	0.30	0.30	
職員人件費	2,140	2,399	2,386	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	35,494	35,739	35,359	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	35,494	35,739	35,359	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	資源リサイクルセンター管理事業費	4U2K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等			
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等			
事業開始年度	平成7年度			
施策	18 環境保全・創造			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	25 清掃費			
目	20 クリーンセンター費			

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	循環型社会に向けて、資源のリサイクルが求められており、搬入された資源物を施設において選別し、破碎処理が必要なものについては破碎処理を施した後に、売却等資源化を行っている。
対象（誰を・何を）	資源リサイクルセンター
求める成果（どのような状態にしたいか）	分別収集等により搬入された資源物について、選別作業及び破碎処理後に資源物として売却等資源化を行う。
事業概要	分別収集等により搬入された資源物について選別及び破碎処理を行い、資源の有効利用を図る。
実施内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工年月日 平成7年11月</li> <li>破碎処理施設（70t/5h×1基）</li> <li>選別処理施設（35t/5h×2系列）</li> <li>ペットボトル圧縮梱包設備 1t/5h×2基、3t/5h×1基</li> </ul> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ビン、缶、ペットボトルの分別、資源化</li> <li>大型ごみ、小型ごみの破碎、資源化</li> </ul> <p>3 資源化量</p> <p>平成21年度：4,081t 平成22年度：3,674t 平成23年度：3,687t 平成24年度：3,606t 平成25年度：3,600t 平成26年度：3,841t 平成27年度：3,976t 平成28年度：4,211t</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	317,008	323,568	327,485	
需用費	56,260	59,681	47,701	光熱水費、燃料費、消耗品費
役員費	906	902	830	廃家電リサイクル料 等
委託料	257,095	260,263	276,232	廃棄物資源化、搬送委託業務 等
使用料及び賃借料	2,747	2,722	2,722	ショベルローダー賃借料
人件費 B	53,238	55,906	55,598	
職員人工数	7.61	6.99	6.99	
職員人件費	53,238	55,906	55,598	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	370,246	379,474	383,083	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	43	32	36	実費弁償金
財源内訳 一般財源	370,203	379,442	383,047	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	焼却施設等整備事業費	4U3A	事業分類	ハード事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等			
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等			
事業開始年度	—			
施策	18 環境保全・創造			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	25 清掃費			
目	20 クリーンセンター費			

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	クリーンセンター各施設の整備及び補修
対象（誰を・何を）	クリーンセンター各施設の各設備
求める成果（どのような状態にしたいか）	クリーンセンター各施設の安定かつ円滑な運転及び廃棄物の適正な処理
事業概要	焼却施設等の処理能力を維持し、連続的かつ安定的な稼働を確保するとともに法令点検に対応するため、各施設の定期整備等を実施する。
実施内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>焼却施設及び資源リサイクルセンターの処理能力を維持し、連続的かつ安定的な稼働を確保するとともに、法令点検等のため各施設の定期的な整備等を実施するもの。</li> </ul> <p>2 法令点検実施設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>焼却炉の余熱を利用する設備</li> <li>ボイラー設備</li> <li>蒸気タービン設備</li> </ul>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	514,518	488,300	532,329	
需用費			51	
委託料		323	852	
工事請負費	514,518	487,977	531,426	
人件費 B	59,904	53,427	53,133	
職員人工数	7.88	6.68	6.68	
職員人件費	59,904	53,427	53,133	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	574,422	541,727	585,462	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	574,422	541,727	585,462	

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	焼却施設等延命化事業費	4U3B	事業分類	ハード事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		会計	01 一般会計
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	25 清掃費
施策	18 環境保全・創造		目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

## ①事業概要

事業実施趣旨	クリーンセンター各施設の基幹的設備の更新
対象 (誰を・何を)	クリーンセンター各施設の各設備
求める成果 (どのような状態にしたいか)	各施設の耐用年数を延命化するとともに、次期焼却施設の建替えまでの間、ごみ処理に支障をきたさないよう、各焼却施設等を適正に維持管理し、安定的な廃棄物処理を行う。
事業概要	クリーンセンター第2工場を現状の定期整備工事のみで維持した場合、稼働から17年目(平成33年度)頃に設備の寿命を迎え、約266億円の建替費用が発生することとなる。これを26年目(平成42年度)まで延命化させ、次期焼却施設の建替え時期を延伸するとともに、それまでの間、安定的な廃棄物処理を行うため、各焼却施設等の延命化工事を実施する。
実施内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各処理施設において、下記の方針で整備を行う。なお、財源には、一般廃棄物処理事業債を活用(別途、交付税措置あり)するものとする。</li> </ul> <p>2 整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜クリーンセンター第1工場＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>平成37年度で稼働を終える予定のため、最低限の分散制御システムの更新のみに留め、費用の削減を図る。</li> </ul> </li> <li>＜クリーンセンター第2工場＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が進んでいるボイラー設備、クレーン、分散制御システムなどを重点的に整備し、平成42年度までの稼働を目指していく。</li> </ul> </li> <li>＜資源リサイクルセンター＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理計画で計画されていた基幹施設延命化整備工事を平成25年度から4年に渡って実施し、平成42年度までの稼働を目指していく。</li> </ul> </li> </ul>

(このページは白紙です)

## ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	426,878	422,149	148,511	
需用費		208		
委託料		9,641		
工事請負費	426,878	412,300	148,511	
人件費 B	49,012	52,067	51,781	
職員工数	6.45	6.51	6.51	
職員人件費	49,012	52,067	51,781	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	475,890	474,216	200,292	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債	384,100	311,300	133,600	
その他				
一般財源	91,790	162,916	66,692	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	市民農園等運営事業費	6221	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市市民農園実施要綱・尼崎市学童農園等設置事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	30 農林水産業費
事業開始年度	昭和53年度(市民農園) 昭和6年度(学童農園)		項	05 農業費
施策	18 環境保全・創造		目	15 農業振興費

施策の展開方向	(18-3) 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいく。		
局	経済環境局	課	農政課
所属長名	松本 俊昭		

①事業概要

事業実施趣旨	野菜作りに関心がある市民・児童(小学校)を対象に、農地の有効活用と農業に対する理解を深めてもらうために農作業体験の場を提供している。学童農園については、要綱に基づき農園の整備費を交付している。
対象(誰を・何を)	市民・農業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	農地の有効利用と保全を図るとともに、市民や児童に土と触れ合う機会を提供し、農業に対する理解を深めてもらう。
事業概要	市民農園開設に係る整備費の見積り、市報等による入園者の募集、抽選、入園説明会の開催、契約事務等を行い、市民農園の運営を支援する。また、学童農園については、その整備費の一部を補助し、また契約に係る事務を支援する。
実施内容	<p>1 市民農園事務支援 農家が農園の整備、管理を行っている。市は広報、入園者の募集・抽選等を行っている。 ＜平成28年度実績＞ 全18箇所 963区画 うち平成28年度募集農園(新規)が 1箇所 27区画</p> <p>2 学童農園の設置 市内2箇所の小学校で学童農園を実施している。農園用地の確保が可能な農園設置者(小学校)から、要綱に基づく農園設置申込みにより申請し、審査のうえ決定通知書を交付し、農園整備に必要な費用を負担している。なお、農園に供する農地の使用は、尼崎市と所有者の間で「学童農園土地借用貸借契約書」を締結している。 ＜平成28年度実績＞ 名和小学校 立花西小学校</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	68	39	51	
委託料	57	34	35	
使用料及び賃借料	11	5	16	
人件費 B	4,834	3,085	1,326	
職員人工数	0.61	0.45	0.22	
職員人件費	4,834	3,085	1,326	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,902	3,124	1,377	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	4,902	3,124	1,377	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	農園面積(市民農園)							単位	m <sup>2</sup>	
目標・実績	目標値	22,172	達成年度	29年度	26年度	19,672	27年度	19,672	28年度	20,371
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 市民農園の開設相談を受け、初期費用や運用益の試算及び開設後の運営管理が円滑に行えるよう、開設者と運営管理の委託先との仲介等の支援を行い1件の新規開設が決定し、入園者の募集、抽選、契約を行った。対目標値では92%、基準値からすると進捗は28%であり、現時点では目標を下回っている状況である。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢化等による担い手不足の農家の農地保全に大きく貢献している。市民農園は、農地の減少を防ぐとともに、市民が野菜作りを通じて農業を身近に感じたり、農地を通じて自然と触れ合える機会を提供している。また、シニアの余暇活動の場としても需要の高い施設となっており、入園は毎年3倍以上の競争率であるため、市民ニーズに対応できるよう今後も継続していくことが必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 市民農園は農地所有者が開設し運営しており、入園料は入園者が農地所有者に直接支払っている。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇所数(区画数)</th> <th>入園料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市</td> <td>18箇所(963)</td> <td>19,000円/年</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td>12箇所(414)</td> <td>10,400~61,200円/年</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>35箇所(1,214)</td> <td>15,800~25,200円/年</td> </tr> </tbody> </table>		箇所数(区画数)	入園料	尼崎市	18箇所(963)	19,000円/年	西宮市	12箇所(414)	10,400~61,200円/年	伊丹市	35箇所(1,214)	15,800~25,200円/年
	箇所数(区画数)	入園料											
尼崎市	18箇所(963)	19,000円/年											
西宮市	12箇所(414)	10,400~61,200円/年											
伊丹市	35箇所(1,214)	15,800~25,200円/年											

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	平成25年度入替え分から運営を順次外部委託している。委託内容には、定期巡回や園芸講習会の開催等が含まれ、入園者からの要望等にも迅速に対応できるようになった。結果として、入園料の値上がりとなり、利用者負担の増となっているが、入園者側から一定の評価を得ており、農園主側の負担軽減にも繋がっている。																												
委託等の可能性																														
協働の領域	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			市民の領域 ↔ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状					●		将来像			○				内容 可能な限り農地所有者に関わってもらう。若しくは全く別の団体の活用も視野に入れながら、行政の占める割合を軽減する。(現在市は入園募集、抽選、入園説明会等の事務支援を行っている)
		市民の領域 ↔ 行政の領域																												
		A	B	C	D	E																								
現状					●																									
将来像			○																											

⑧総合評価

総合評価	維持	市民ニーズが高く、農地の有効活用と保全に繋がるため、今後も開園希望者と協議し農園数の増加に努める。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	市民農園の入園希望者は募集区画数を常時上回っているため、農園数を増加させることにより、市民ニーズに対応できるとともに農地の減少を防ぎ、農地の有効活用と保全に繋がることから、今後も農園設置箇所数の増加に努める。農会長会等を通じて市民農園の開設について周知を行い、新たな市民農園の開設に向けて開設希望者の相談を受けていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費	8P15
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成20年度	
施策	18 環境保全・創造	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	25 港湾費
目	05 港湾費

施策の展開方向	(18-3) 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいく。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	金子 智子		

①事業概要

事業実施趣旨	臨海地域の運河沿いは、行政が基盤整備等に積極的に取り組んできているが、市民にあまり認識されていない。そのため、臨海地域の貴重な地域資源である運河、河川等の魅力を高め、臨海地域の活性化を図る。
対象（誰を・何を）	尼崎運河（概ね国道43号以南の中島川、武庫川に挟まれた地域内の運河及び運河周辺）
求める成果（どのような状態にしたいか）	世界的にも高い水準のものづくり産業が集積する尼崎の特色を活かし、尼崎臨海地域の貴重な財産である運河や河川を核に、自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な“21世紀の環境先進都市”の創造を目指す。
事業概要	港湾管理者である兵庫県とともに、尼崎臨海地域の貴重な地域資源である運河、河川等の魅力を高め、発信する取組を進め、地域、地元企業との協働による地域づくりを通じて、臨海地域の活性化を図る。
実施内容	21世紀の尼崎運河再生実行委員会において、尼崎運河再生の取組を検討するとともに、平成20年度から港湾管理者である兵庫県はハード事業、市は市民等にプロジェクトを周知するためのソフト事業を実施してきた。 【財源】 ○社会資本整備総合交付金（国）：計画期間 平成20年度～24年度：事業費 1千万円（補助額約4百万円） ○地域の夢推進事業補助金（県）：計画期間 平成25年度のみ：事業費 891千円（補助額約429千円） <尼崎市の取組状況> ・平成20～24年度 PR用DVD、環境学習教材用冊子の作成、各種社会実験、環境体験事業を実施。 ・平成25年度 小学校3・4年生を対象としたバス借上げ事業、チャンネルガイド養成講座を開始。 ・平成26年度～ バス借上げ事業を教育委員会所管のかんきょうモデル都市あまがさき探検事業（対象は4年生のみ）に統合、チャンネルガイド養成講座も引き続き実施。 <実績（参加延べ人数）> 環境体験学習（20年度391人、21年度606人、22年度530人、23年度542人、24年度487人、25年度671人、26年度482人、27年度443人、28年度529人）、チャンネルガイド養成講座受講者（25年度20人、26年度18人、27年度9人、28年度8人）

②事業費

（単位：千円）

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	625	6,535	6,535	
報償費	140			講師謝礼
需用費	485			運河学習用小冊子
委託料		6,535	6,535	
人件費 B	8,638	5,519	1,114	
職員人工数	1.09	0.69	0.14	
職員人件費	8,638	5,519	1,114	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	9,263	12,054	7,649	
○国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	9,263	12,054	7,649	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	尼崎運河の認知度(環境体験学習とチャンネルガイド養成講座の参加者数)							単位	人	
目標・実績	目標値	740	達成年度	33年度	26年度	500	27年度	452	28年度	537
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		尼崎の森中央緑地においても環境学習の場が整備され利用者が分散されつつあるが、これまでの環境体験事業などの取組により、市民の認知度は向上してきていると考えられる。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	21世紀の尼崎運河再生プロジェクトは尼崎市と兵庫県が共同して国に申請し、平成19年4月13日に「運河の魅力再発見プロジェクト」として認定された事業である。運河を核として魅力ある地域づくりを目指した事業であり、港湾施設整備と担い手育成施策を実施し、南部再生を広く市民にPRしていくために公共の関与が必要である。また、運河や河川を有効に活かし、運河を核とした魅力ある地域づくりをめざすことが、臨海地域の活性化に寄与する。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民と役割分担し、協働で実施しているものであるため、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「運河の魅力再発見プロジェクト」として、全国で10箇所認定されている。
---------------	-------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	事業実施にあたっては外部委託も行っているが、交付金事業として財源確保するため、事業者は市町村であることが要件である。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○			内容	賑いのある魅力的な運河域とするために市民や企業が協働できる仕組みづくりを行い、共に運河の活性化を担っていく。
	市民の領域		行政の領域																								
	A	B	C	D	E																						
現状			●																								
将来像			○																								

⑧総合評価

総合評価	維持	本市では、県と共に、効率的で適正な役割分担を図る中で、尼崎臨海部の活性化を目指し、運河という資源を利用した環境学習や新たな発信の担い手としてチャンネルガイドの養成などを展開してきた。平成28年度からは、尼崎市提案型事業委託制度による民間からの提案を受け入れることで、本事業に新たな発想を取り入れ、これまで以上に運河の魅力を発信し、更なる尼崎臨海部の活性化を図っている。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	これまでの実施事業により、運河を知らなかった人にも運河へ来ていただけるようになってはいるものの、再来訪者と呼べる人は少ない。また、市北部からの利用者が少なく、今後も運河の認知度を高め、利用促進を図るために委託業者や関係団体と連携して事業展開を行っていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	尼崎21世紀の森構想推進事業費	8U29	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎21世紀の森構想(県)、「尼崎21世紀の森」に関する基本協定書		款	40 土木費
事業開始年度	平成14年度		項	30 都市計画費
施策	18 環境保全・創造		目	10 調査費

施策の展開方向	(18-3) 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいく。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	金子 智子		

①事業概要

事業実施趣旨	臨海地域を魅力と活力のあるまちに再生する「尼崎21世紀の森構想(以下、「森構想」という。))を推進するため、兵庫県と共に「尼崎21世紀の森づくり協議会」を設立、あらゆる主体の参画と協働により活動中である。
対象(誰を・何を)	国道43号以南臨海地域約1,000ha
求める成果(どのような状態にしたいか)	森構想に基づきあらゆる主体の参画と協働による取組を進め、大規模な緑地をはじめ、自然環境の回復、創造を基本に森づくり・まちづくりを段階的に行い、市民の暮らしにゆとりとうるおいをもたらす水と緑豊かなまちをつくとともに、産業の活性化を図り、臨海地域を魅力と活力のあるまちに再生する。
事業概要	森構想推進の中核となる推進母体である「尼崎21世紀の森づくり協議会」の取組を支援するなど、市民・企業等の参画と協働による森づくり・まちづくりを段階的に具体化していく。
実施内容	尼崎21世紀の森構想に基づき市民、企業、行政などあらゆる主体の参画と協働による森づくり・まちづくりを具体化していくためのシステムづくりを目指し、平成14年度に設置された「尼崎21世紀の森づくり協議会」(以下、「協議会」という。))や市民活動の実践の場である部会の運営・支援を行ってきた。平成25年度に、活動を支える部会員の増加と新たな人材の発掘、森構想の市民組織等による自立的な展開の進展を目指すため体制を見直し、協議会を協議体と活動体に区分した。現在、協議体は新・協議会として構想マネジメントの推進に専念。活動体は、森づくり活動に参画する団体(活動体)が自由に気軽に参画できる交流の場(プラットフォーム)「森の会議」を設置し、これまでの枠組みに捕らわれない自主的な活動を生み出すとともに、新たな活動団体等の参加を促し、活動の輪を広げている。

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,789	3,319	2,640	
旅費	31	17	30	出張旅費
需用費	3	5	10	事務用品等の購入
貸借金補助及び交付金	1,755	2,498	2,600	協議会の運営は、県と市の協定に基づき、事務局経費の2分の1を各々が負担。
委託料		799		
人件費 B	5,865	6,878	4,825	
職員人工数	0.74	0.86	0.61	
職員人件費	5,865	6,878	4,825	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,654	10,197	7,465	
〇の財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,654	10,197	7,465	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	尼崎21世紀の森づくりに関する活動の取組数							単位	回	
目標・実績	目標値	240	達成年度	29年度	26年度	152	27年度	190	28年度	188
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		「協議会」や「森の会議」、森構想エリアでのイベント等の開催を通して、あらゆる主体の参画と協働による交流型のまちづくりが進んでいる。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	あらゆる主体が参画する森構想推進母体としての協議会に、市も主体の1つとして参加し、参画と協働における交流型まちづくりにより森づくりを進める必要があり、「協議会」や森づくり活動に参画する団体(活動体)の交流の場である「森の会議」等の運営・支援を行うことで、協議会の活動の推進が図られている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市が県と共同で、臨海部のまちづくりに、あらゆる主体の参画と協働で取り組むものであり、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県と尼崎市が共同で「尼崎21世紀の森構想」を推進するため協議会の事務局機能を担っており、この形態で行っている他の事例は見当たらない。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	協議会の自立を促しつつ、県と市で担う事務局機能の移管を進め、今後、事務局としての市の関与を減らしていく。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像		○				内容	将来的には森構想推進母体を中心とした市民組織化による自立的な展開と、各々がネットワーク化される体制を整えることが必要である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状			●																								
将来像		○																									

⑧総合評価

総合評価	改善	協議会の運営については、県と市で協議し、より効果的・効率的な協議会の運営に向けて見直しを図る必要がある。また、森構想エリアのまちづくりについては、市民組織等の自立的な活動を促し、すべての主体の参画と協働による長期的なまちづくりを継続して進めていく必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	協議会の運営にかかる費用面や内容等については、県と市で協議しながら、より効果的・効率的な運営に向けて見直しを図る必要がある。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	農業公園管理事業費	651A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	30 農林水産業費
事業開始年度	昭和58年度		項	05 農業費
施策	18 環境保全・創造		目	30 農業公園費

施策の展開方向	(18-3) 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいく。		
局	経済環境局	課	農政課
所属長名	松本 俊昭		

①事業概要

事業実施趣旨	農業公園は、本市だけではなく阪神間における「花の名所」として親しまれ、定着している。バラ、ポタン等の植物の季節に応じた適切な育成管理が不可欠であり、修景、休養施設等の適正管理により、来園者の安全と快適性の確保を行っている。																																			
対象 (誰を・何を)	農業公園																																			
求める成果 (どのような状態にしたいか)	公園の適正管理を行うことにより、都市内農地等の有効利用及び花と緑豊かな都市環境を維持するとともに市民に潤いと憩いの場を提供していく。																																			
事業概要	農業公園におけるバラ、ポタン等の植物の栽培管理及び樹木剪定・清掃・除草等による適正な維持管理を行う。																																			
実施内容	<p>バラ、ポタン等の植物の育成管理等については、専門業者に委託することにより、効果的な維持管理を行っている。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <tr> <td>共用開始</td> <td>農業公園</td> <td>昭和58年度</td> <td>駐車場</td> <td>平成19年度</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>農業公園</td> <td>36,685㎡</td> <td>駐車場</td> <td>907㎡(22台)</td> </tr> <tr> <td>現況</td> <td>牡丹園</td> <td>6,565㎡</td> <td>600本</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>花菖蒲園</td> <td>3,333㎡</td> <td>20,000本</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>バラ園</td> <td>1,000㎡</td> <td>3,000本</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>梅</td> <td>130本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>桜</td> <td>200本</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>来場者 約10万人</p>	共用開始	農業公園	昭和58年度	駐車場	平成19年度	面積	農業公園	36,685㎡	駐車場	907㎡(22台)	現況	牡丹園	6,565㎡	600本			花菖蒲園	3,333㎡	20,000本			バラ園	1,000㎡	3,000本			梅	130本				桜	200本		
共用開始	農業公園	昭和58年度	駐車場	平成19年度																																
面積	農業公園	36,685㎡	駐車場	907㎡(22台)																																
現況	牡丹園	6,565㎡	600本																																	
	花菖蒲園	3,333㎡	20,000本																																	
	バラ園	1,000㎡	3,000本																																	
	梅	130本																																		
	桜	200本																																		

(このページは白紙です)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	29,035	26,409	34,876	
需用費	1,840	1,688	1,821	高熱水費、修繕料、他
委託料	23,947	22,367	23,519	農業公園、駐車場維持管理業務
使用料及び賃借料	121	1,569	2,032	駐車場積算機リース料、土地賃借料(H28から)
工事請負費	3,127	785	7,504	施設改修工事、駐車場撤去工事(H27実施)
その他				
人件費 B	2,262	1,685	2,090	
職員人工数	0.48	0.13	0.17	
職員人件費	2,262	1,040	1,352	
嘱託等人件費		645	738	
合計 C(A+B)	31,297	28,094	36,966	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,517	2,684	10,210	駐車場使用料等、市町交付金7,200
一般財源	27,780	25,410	26,756	